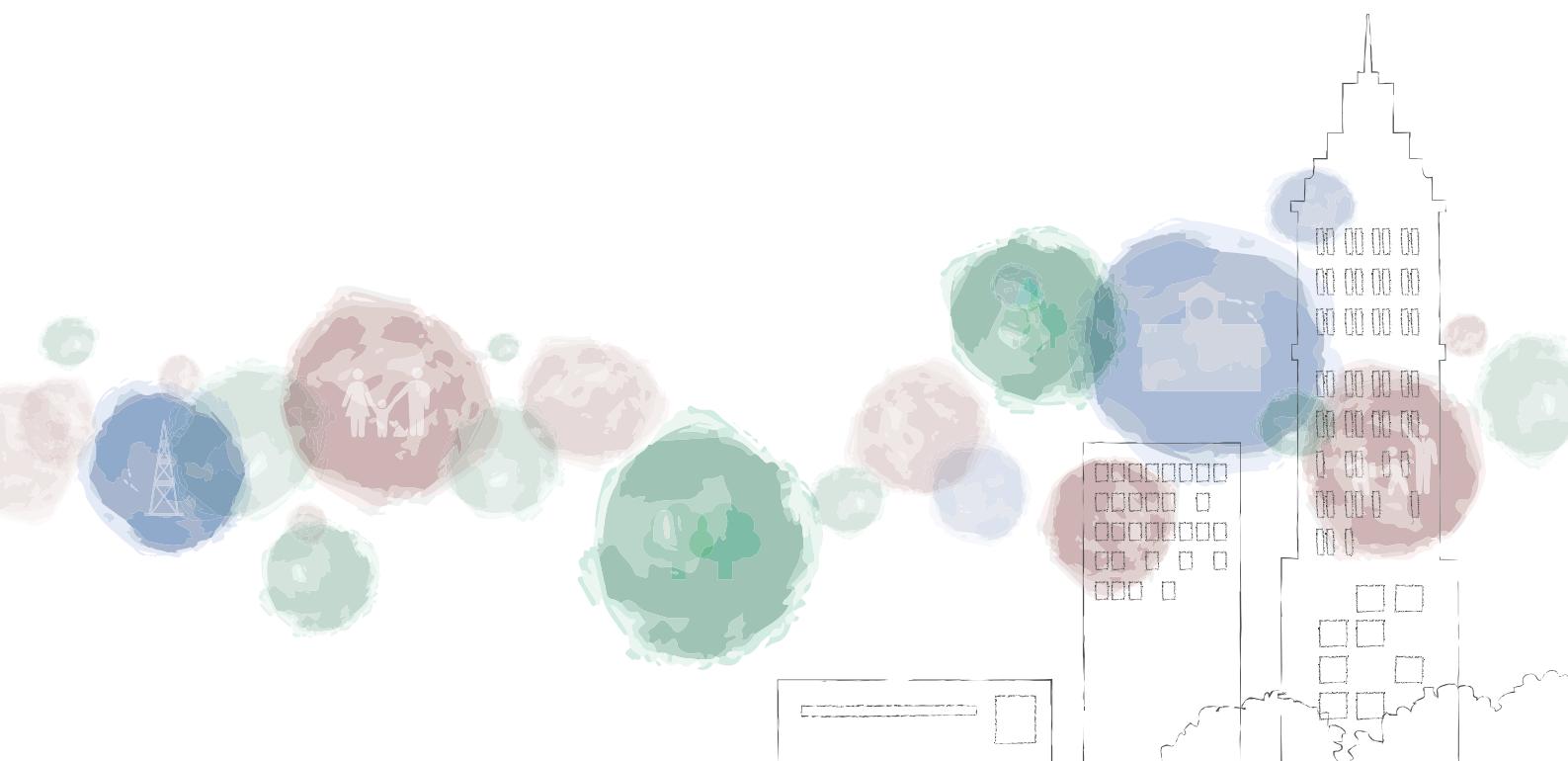


景観計画区域

景観法に基づく
届出制度の解説



札幌市



北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる

目 次

● 届出の対象

届出の対象となる区域	3
届出対象行為	3
届出対象規模	3
特定届出対象行為	5

● 景観計画区域における景観形成基準

景観形成基準	6
建築物	6
工作物	8
色彩景観基準	9
札幌の景観色70色 色彩景観基準運用指針（抜粋）	9
景観形成基準の配慮事例	11
建築物	11
工作物	19

● 手続き

届出手順	24
届出必要書類	25
● 札幌市景観計画（抜粋）	26
● 問い合わせ一覧	30
● 札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域（参考）	31

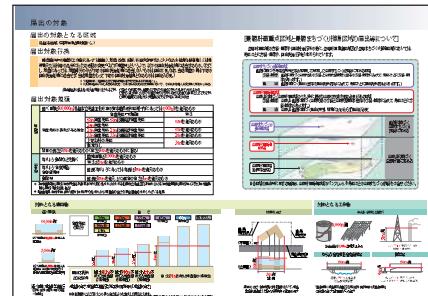
このパンフレットについて

札幌市では、一定規模を超える建築物等の建築等を行う場合は、景観法(平成16年法律第110号)や札幌市景観条例(平成19年条例第54号)、札幌市景観計画(平成29年2月策定)に基づく届出・協議が必要です。届出・協議に係る計画検討などの際に、このパンフレットをご活用下さい。なお、地域ごとの景観形成の方針や届出対象行為などを定めている地区については、個別のパンフレット等をご用意しておりますので、併せてご覧ください。

■ ■ ■ ■ ■ パンフレットの構成と使い方 ■ ■ ■ ■ ■

届出対象と景観形成基準

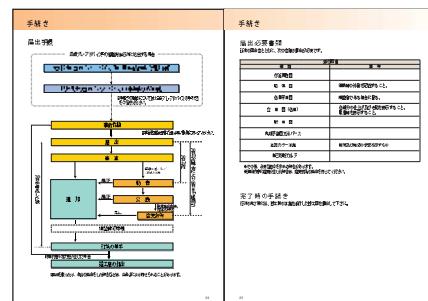
届出の対象となる区域や行為・規模・景観形成基準とその配慮事例を掲載しています。ここをしっかり読み解いて、計画を行ってください。



(P3-23)

手続き

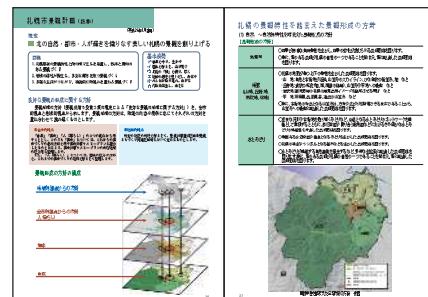
届出に関する手続きの進め方を掲載しています。手順や時期、必要書類について確認してください。



(P24-25)

札幌市景観計画(抜粋)

札幌市景観計画に定めた「理念」や「景観形成の方針」を踏まえて、魅力的で美しい景観づくりを行ってください。



(P26-30)



届出の対象

届出の対象となる区域

札幌市全域（景観計画重点区域を除く。）

届出対象行為

建築物等^{*1}の新築(工作物にあっては新設)、増築、改築、移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更^{*2}(以下「建築等」という。)で、以下の届出対象規模に該当するもの。(ただし、増築にあっては、増築部分のみが下記の届出対象規模に該当しないものは届出不要。なお、当該増築の前は下記の届出対象規模に該当せず、当該増築をもって下記の届出対象規模となるものは届出が必要。)

* 1 建築物等：建築物及び景観条例施行規則で定める工作物をいう。

* 2 外観の過半にわたる色彩の変更：それぞれの外壁の見付面積において、その半分を超える塗り替え等を行う場合。

- ・届出義務に係る規定が適用除外される行為
 - 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で景観条例施行規則で定めるもの
 - 震災、風水害、火災その他災害のために必要な応急の措置として行う行為
 - 国の機関又は地方公共団体が行う行為は、通知が必要

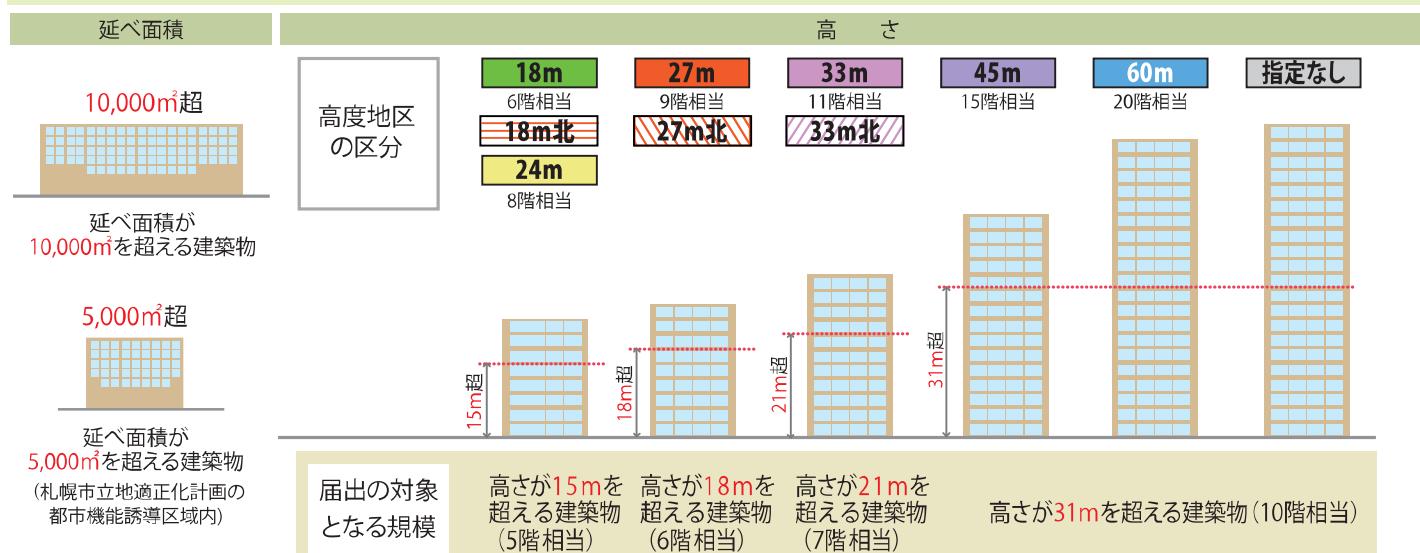
届出対象規模

延べ面積が10,000m ² （札幌市立地適正化計画の都市機能誘導区域 ^{*3} 内にあっては5,000m ² ）を超えるもの		
建築物 高度地区の指定がある場合	高度地区 ^{*4} の種類	高さ
	18m高度地区、18m北側斜線高度地区	15mを超えるもの
	24m高度地区	
	27m高度地区、27m北側斜線高度地区	18mを超えるもの
	33m高度地区、33m北側斜線高度地区	21mを超えるもの
	上記以外の地区 指定なし	31mを超えるもの
壁面の長さが50mを超えるもの（高さが10mを超えるものに限る）		
工作物 橋りょう・擁壁などを除く	建築面積が2,000m ² を超えるもの	
	高さが31mを超えるもの	
	橋りょう・高架道路・ 高架鉄道等	延長（橋りょうにあっては橋長）が50mを超えるもの
擁壁等	延長が50mを超え、かつ最高の高さが6mを超えるもの	

* 3 都市機能誘導区域：都市再生特別措置法第81条の規定により定める札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域（都心）及び都市機能誘導区域（地域交流拠点）（詳細は31～34ページ参照）

* 4 高度地区：都市計画法第8条第1項第3号の規定により、建築物の高さの最高限度を定める地区

対象となる建築物



・延べ面積：建築基準法施行令第2条第1項第4号の「延べ面積」

・建築物の高さ：建築基準法施行令第2条第1項第6号の「建築物の高さ」

※相当階数については1つの階の高さを3mと想定した場合とします。

※高度地区的区域は都市計画課（札幌市役所5階）又は建築指導部（札幌市役所2階）にある窓口システムや札幌市地図情報サービス（インターネット http://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web_gis/web_gis.html）でご確認ください。

【景観計画重点区域と景観まちづくり推進区域の届出等について】

景観計画区域の方針・基準や届出対象行為のほかに、景観計画重点区域及び景観まちづくり推進区域においては、地区ごとの方針・基準や、届出対象行為が定められています。

景観まちづくり推進区域

景観条例に基づき地域住民等と市が協議して策定した景観まちづくり指針に定める区域

方針・基準 景観条例に基づく景観形成の方針と景観形成基準

(全市の方針・基準に加えて、地区ごとに方針・基準があります。)

届 出 景観条例に基づく届出(全市の届出対象行為に加えて、地区ごとに届出対象行為があります。)

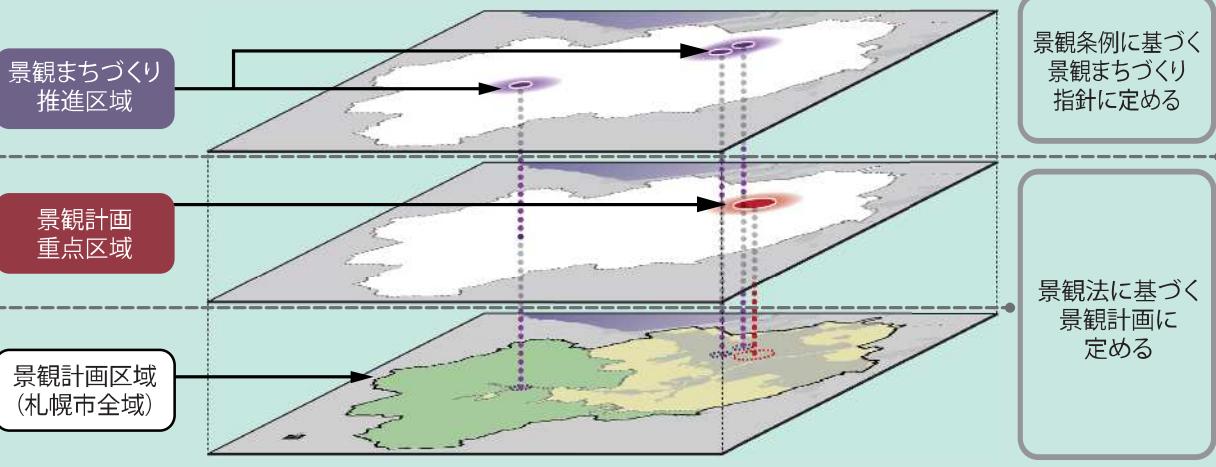
景観計画重点区域

景観法に基づく景観計画区域のうち、特に良好な景観の形成を図る必要がある区域

方針・基準 景観法・景観条例に基づく景観形成の方針と景観形成基準

(全市の方針・基準に加えて、地区ごとに方針・基準があります。)

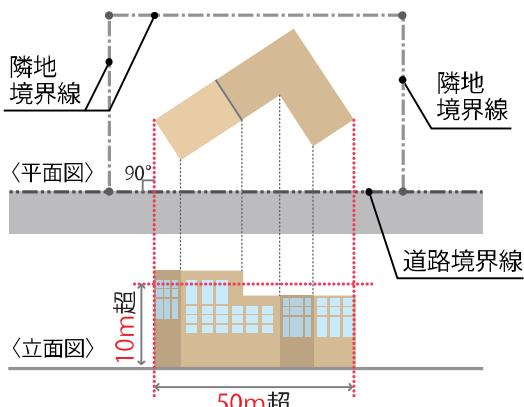
届 出 景観法・景観条例に基づく届出(原則、規模にかかわらず届出が必要になります。)



※各区域の届出等に関する詳細は、景観計画重点区域のパンフレットや地区ごとの景観まちづくり指針をご参照ください。

対象となる工作物

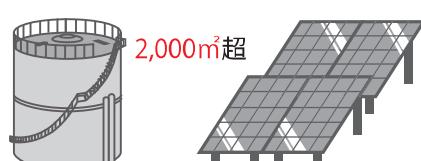
壁面の長さ



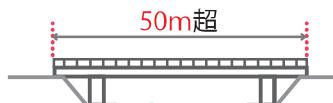
壁面の長さが50mを超えるかつ高さが10mを超える建築物

・壁面の長さ:前面道路の境界線において、建築物を鉛直投影した際の水平方向の壁面の長さ

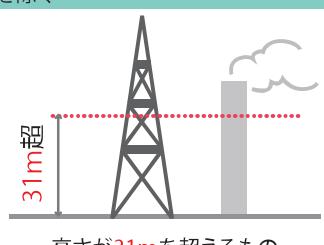
橋りょう・擁壁などを除く



橋りょう・高架道路・高架鉄道等



延長が50mを超える橋りょう・高架橋等



擁壁等



延長が50mを超えるかつ高さの最大が6mを超える擁壁等

・建築面積:建築基準法施行令第2条第1項第5号の「建築面積」
・工作物の高さ:設置面からの高さ

届出の対象

特定届出対象行為

届出対象行為のうち以下の要件に該当するものとします。特定届出対象行為に該当すると、景観計画に定められた景観形成基準のうち、建築物等の形態意匠の制限に適合しないと市が認めた場合は、設計の変更等を命じることがあります。

	対象行為	補足説明
①	都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区*の区域内における建築物 （当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域（同項第1号の「用途地域」）をいう。）に関する都市計画において定められた <u>容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第59条第4項の規定による許可に係るものに限る。</u> ）の建築等	* 高度利用地区 : 建築物の敷地の統合を進め、小規模な建築物の建築を規制することや、敷地内の空地を確保するなどして、市街地での土地の合理的な活用と都市機能を高めるために定めます。高度利用地区では、容積率の最高限度と最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限が定められます。
②	都市計画法第8条第1項第4号の特定街区*の区域内における建築物 （当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた <u>容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第56条若しくは第56条の2若しくは札幌圏都市計画高度地区（市長が同項の規定により定める同項第3号の高度地区をいう。）に係る計画書（都市計画法第14条第1項に規定する計画書をいう。）に基づき市長が定める高度地区規定書（以下「高度地区規定書」という。）の規定による<u>高さの制限を超えるものに限る。</u>）の建築等</u>	* 特定街区 : 良好な環境と良質な建築物を建築し、また有効な空地を確保するなどして、市街地の環境改善を図り、都市の機能にふさわしい街区を形成するために定めます。特定街区では容積率と建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限が定められます。
③	都市計画法第8条第1項第4号の2の都市再生特別地区*の区域内における建築物 （当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた <u>容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第56条若しくは第56条の2若しくは高度地区規定書の規定による高さの制限を超えるものに限る。</u> ）の建築等	* 都市再生特別地区 : 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域内において、地域整備方針に即した建築物を誘導する必要があると認められる区域に定めることができます。 用途地域等に基づく用途や容積率等の制限を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めができる都市計画制度です。
④	地区計画等* （都市計画法第12条の4第1項各号に掲げる計画をいう。）の区域内における建築物（高度地区規定書の規定による <u>高さの制限を超えるものに限る。</u> ）の建築等	* 地区計画等 : 地区計画は、街区単位できめ細やかな市街地を実現していく制度であり、札幌市では、上記の他に、木造家屋などが密集する市街地において、区画道路、小公園の配置や建築物の構造、高さ、用途などのルールを定め、防災性や住環境の向上を図ろうとする防災街区整備地区計画を定めています。
⑤	都市計画法第12条の5第3項の再開発等促進区*の区域内における建築物 （建築基準法第68条の3第1項から第4項までの規定による <u>認定又は許可に係るものに限る。</u> ）の建築等	* 再開発等促進区 : 市街地の再開発又は開発整備の必要な区域に再開発等促進区を定め、道路、公園、広場などの公共空間を整備することにより、容積率などの建築物に関する制限を緩和し、土地の高度利用と都市機能の増進とを図ろうとするもの。
⑥	都市計画法第12条の8の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画*の区域内における建築物 （当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた <u>容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第68条の5の3第2項の規定による許可に係るものに限る。</u> ）の建築等	* 都市計画法第12条の8の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画 : 札幌市では、すでに道路などの整備がなされた土地の区域において、敷地内に有効な空地を確保し、あわせて容積率等を緩和することで、その合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るものとして高度利用型地区計画を定めています。
⑦	都市計画法第12条の10の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画*の区域内における建築物 （建築基準法第68条の5の5第2項の規定による <u>認定に係るものに限る。</u> ）の建築等	* 都市計画法第12条の10の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画 : 札幌市では、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度等を定め、あわせて前面道路幅員による容積率制限と斜線制限を適用除外とすることで統一的な街並みを誘導するものとして、街並み誘導型地区計画を定めています。

景観計画区域における景観形成基準

[建築物]

		配慮項目	基本的視点	誘導基準
遠景	A1	地形や水辺などの自然環境を生かす	地形	山地、丘陵地、扇状地、平地といった札幌の地形の特徴を尊重するとともに、それらの手がかりとなる植生、水辺・河川、微地形など地域固有の自然環境を景観の骨格として生かす。
			植生	
			水辺・河川	
中景	A2	山並みやランドマークへの見通しに配慮する	視点場 ^{*1} からの見え方	市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認でき、四季の彩を演出する重要な要素である。また、街並みのシンボルとなる建築物や樹木などのランドマークも、景観を特徴付ける貴重な要素である。そのため、これらを確認できる主要交差点、主要道路、主要河川等からの見通しに配慮する。
近景	B1	歴史的・文化的なまちの景観資源等を生かし、質を高める	歴史と文化	歴史的建築物等や格子状街路・防風林など、歴史的なまちの遺構を尊重し、後世に札幌の歴史を伝える計画となるよう、配置や素材、色などを工夫する。また、歴史的価値に限らず、多くの市民が景観上優れていると感じているものや、シンボル性が高いものといった景観資源にも配慮して計画する。
			原風景	
			景観資源	
	B2	街並みとの連続感をつくる	低層部の軒高	歩行者の視線レベルにある建築物の低層部において、隣り合う建築物の軒高や壁面の位置や素材、敷地際のしつらえに配慮し、街路樹及び歩道部と一体となつた表情豊かで楽しく歩ける街並みをつくる。
			壁面線	
			敷地際のしつらえ	
			街角等	
			隣接敷地との関係付け	隣接敷地の公開空地や公園等のオープンスペース、交差点などに面する部分は、街並みの表情づくりのポイントであることから、オープンスペース、交差点、通りとの一体感に配慮した特徴ある街角等をつくる。
	B3	歩行者の視点でのスケール感を大切にする	オーブンスペースのしつらえ	公開空地やプレイロット ^{*2} 等のオープンスペースを設置する際には、みどりを効果的に配置し、使用者にやさしい仕上げとともに、建築デザインとの関係性や周囲の街並みとの調和に配慮する。
			圧迫感の軽減	建築物の立面の分節化などにより、通りに対するボリューム感の軽減を図るとともに、低層部の用途やしつらえ、開口の位置や大きさに配慮することにより、街並みを彩る沿道の景観を形成する。
			低層部の用途	
	B4	地域特性に配慮した色彩を考える	開口部の位置や大きさ	
			外壁等の色彩	外壁等の色彩については、北の自然を基調しながら、周囲の街並みとも調和するよう配慮するとともに、アクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方とする。具体的には、「色彩景観基準」(P9)による。
			アクセントとなる色彩	

*1 視点場: 視点(見る人)が位置する場。

*2 プレイロット: 敷地内に設ける比較的小規模な遊び場。

景観計画区域における景観形成基準

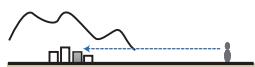
[建築物]

		配慮項目	基本的視点	誘導基準
遠景	C1	意匠に配慮する	ファサードデザイン ^{※3}	目新しさや話題性にデザインの原点を求めず、周囲の質感・素材感との調和を心がけるとともに、華美な装飾を避け、汚れの目立たない工夫を施すことなどにより、将来に渡って陳腐化しない持続可能なデザインとする。
			外壁の仕上げ	
			照明	暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明による演出を行う。なお、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。
中景	C2	雪に配慮する	落雪等対策	北風や落雪に配慮して、建築物の配置や形態、外壁形状等を考える。
			冬の快適性	冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、雪の美しさを見せることができる仕掛け等も検討する。
近景	C3	付帯工作物等に配慮する	屋外設備	通りなどからの見え方に配慮し、なるべく景観を阻害しない位置に設けるか、やむを得ない場合は目隠しを施す。
			物置・柵等の工作物	自転車置き場やゴミ置き場、物置など敷地内に付帯する工作物は、建築デザインとの関係性を十分考慮し、建築物本体への取り込みを図るか、やむを得ない場合は歩行者に対して閉鎖的にならないよう配慮して、目隠し等による修景を行う。
	C4	外構に配慮する	ユニバーサルデザイン	通りから建築物へ至るアプローチは、周辺景観に配慮したデザインとともに、段差を設けず滑りにくい素材を使うなど誰にでも使いやすいデザインとする。
			アプローチのしつらえ	
	C5	広告物や案内表示などに配慮する	駐車場等の修景	駐車場や業務用出入口等は、配置や敷地外との搬入出口に十分配慮し、通りに対する修景を図る。
			みどりの演出	通りや広場、水辺、建築物の壁面などに対して、効果的なみどりの配置を図る。また、既存樹木との共生、四季の変化、地域の環境といった要素を考慮して、適切な樹種を選定する。
	C6	景観の維持・管理に配慮する	掲出の方法	建築物のデザインや街並みとの調和はもとより、安全性や視認性にも配慮して、場所の特性に合わせた掲出の方法、色彩デザインや照明計画を考える。また、複数個表示する場合には集合化等を図る。なお、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。
			色彩や照明	
			集合化	

※3 ファサードデザイン：建築物の正面のデザイン

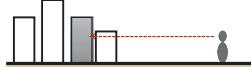
遠景・中景・近景とは…

遠景



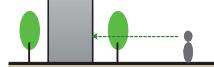
■ **遠景**は、山並みや空等を背景とした眺めや、山や展望台など高いところからの眺めであり、明暗によって形態を認識できます。

中景



■ **中景**は、街並みを構成する建築物や樹木等の色や形などが認識できます。

近景



■ **近景**は、建築物の外壁の素材や樹木の葉の様子などが認識できます。

[工作物]

		配慮項目	基本的視点	誘導基準
共通	共通	自然環境を生かす	地形・水辺	地形や水辺などの自然環境を生かすとともに、地域固有の植生などにも配慮し、街並みや山並みと一体となった風景を創出する。
橋りょう・高架橋等	D1		植生	
	地域性に配慮する	スケール感	周辺の街並みや雰囲気に合ったスケール感に配慮するとともに、街並みとの接点となる橋詰の修景を図る。	
		橋詰の修景		
		シークエンスデザイン	橋りょうへ向かうアプローチ道路と橋りょうとのシークエンス（連続性）及び重なり合って見える橋りょう相互のデザインの関連性を考える。	
		デザインの関連性		
	D2	意匠に配慮する	ランドマークへの見通し	山並み、ランドマークへの見通しに配慮するとともに、形態や色彩については、背景となる自然環境や街並みに調和させる。なお、色彩は「色彩景観基準」(P9)による。
			形態・色彩	
			全体のバランス	
	D3	付帯物に配慮する	量感の軽減	軽やかなデザインの高欄や橋脚の面分割などにより全体の量感を抑えるとともに、歩行者の視点から近い、配管や電気設備等もデザインの一部として処理するなど、ディテール処理による修景を図る。
			桁下の修景	
鉄塔・煙突等	E1	地域性に配慮する	デザインの調和	付帯する案内板や柵等のデザインを統一するほか、集合化を図るとともに、歩行部では安心・快適に歩けるようしつらえの工夫を行う。
			歩道空間の演出	
			スケール感	街並みへの影響を軽減するために位置やスケール感に十分配慮する。
	E2	全体的な姿に配慮する	見え方・見せ方	
			調和する色彩	建築物との位置関係など周辺からの見え方に配慮するとともに、足元の緑化を施すなど、周辺との調和を図る。
			量感の軽減	
	E3	付帯物に配慮する	構造美	全体の量感を軽減するディテール処理を工夫するとともに、構造美を生かした形態とする。
			柵などの修景	
擁壁等	F1	地域性に配慮する	最小限の工作物	できるだけ工作物を抑える造成方法や、十分な緑化を行い、人や車に対する圧迫感、違和感を軽減する。
			緑化修景	
	F2	付帯物に配慮する	柵などの修景	柵や設備等は、周辺の景観を阻害しないよう、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。なお、色彩は「色彩景観基準」(P9)による。
太陽光発電施設	G1	地域性に配慮する	視点場からの見え方	主要な道路や視点場などからの見え方に配慮し、緑化や配置の工夫などによる修景を図る。
	G2	付帯物に配慮する	柵などの修景	柵や管理用建築物等は、周辺の景観を阻害しないよう、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。なお、色彩は「色彩景観基準」(P9)による。

※4 地覆：橋りょう等の端部で路面より高くなっている部分

※5 高欄：橋りょう等の側端部に設ける手すり等

景観計画区域における景観形成基準

色彩景観基準

- (1) 建築物及び工作物の外観における基調となる色彩の範囲は『札幌の景観色70色』(マンセル値を参考)とその近似色とする。ただし、れんがや札幌軟石などの素材、使用規模等により景観形成上の支障がないと認められる場合、または道路交通法等の他法令に基準のある場合は、この限りでない。
- (2) 計画建築物等の両側を意識した「向こう三軒両隣」の考え方に基づき、周辺建築物等との調和に努めるとともに、特別な事情がない限り、同じ印象になるよう、または調和して見えるよう計画する。
- (3) 色彩計画にあたっては次の考え方を基本に行う。
 - ①計画地が建築物等の密集地である場合は、周辺に圧迫感を与えないよう、また、計画建築物等の向いている方角を考慮する。
 - ②計画地が郊外である場合は、その土地の自然環境に見られる色(木の幹、土の色、石の色など)の類似色を選ぶことも考えられる。
 - ③計画建築物等の配色を考える場合は、街並みの連続性に配慮するとともに、アクセントカラーを用いるときは低層部分又は面積を抑えた効果的な使い方とする。
 - ④橋りょう、高架橋、擁壁などの大規模な水平工作物は、周りとの調和に配慮する。
 - ⑤鉄塔、煙突などの大規模な垂直工作物は、周囲環境と同化させる。
- (4) 札幌の景観色70色(次頁カラーチャート参照)

札幌の景観色70色 色彩景観基準運用指針(抜粋)

計画建築物等の配色を考える

●建物のカラーコンビネーションテクニック [→図4、図5]

- ・建物の高層部の色は、高明度・低彩度にして圧迫感を軽減する。[→カラーチャートA～D]
- ・アクセントカラーは、低層部(3階程度の高さ)までとする。[→カラーチャートE～G]
- ・縦方向のアクセントカラーは、建物側面積の20%程度とする。[→カラーチャートE～G]
- ・街並みの連続性に配慮する。

●橋梁、高架橋、擁壁などの構造物

- ・周りとの調和に配慮する。
- ・中明度・低彩度にする。[→カラーチャートB～D]
- ・無彩色の白に近づける。[→カラーチャートA～B]
- ・薄い色味を使用する。

●鉄塔、煙突などの構造物

- ・中明度の無彩色(グレー)を使い、周囲と同化させる。
- ・中間部・上部は無彩色の白に近づけるか、空の色と同化させて存在感を無くする。
- ・円筒形や四角錐等は無彩色に近い色を使い、周辺環境と同化させる。

※航空法第51条及び第51条の2等閑規定は除く(赤白表示等)

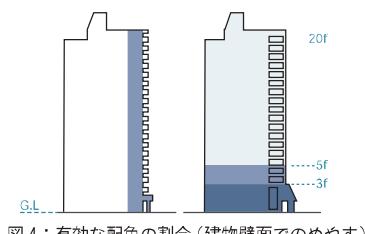


図4: 有効な配色の割合(建物壁面でのめやす)

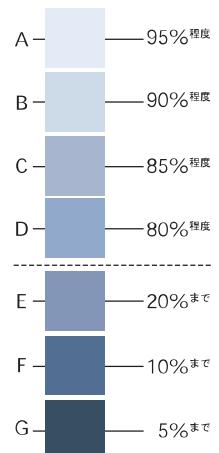


図5: 各色の全体に対する使用面積のめやす
(タテ第7列の場合)
[→カラーチャート]

カラーチャート

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
A 95%	10RP 9.0/0.8 Vp-1 tone	10YR 9.0/0.5 Vp-1 tone	5GY 9.0/0.5 Vp-1 tone	10G 9.0/0.8 Vp-1 tone	5BG 8.5/1.0 Vp-2 tone	7.5PB 9.0/2.0 Vp-2 tone	2.5P 9.0/2.0 Vp-1 tone	10B 9.0/1.5 Vp-1 tone	N9	
B 90%	5RP 8.5/0.5 Vp-1 tone	5YR 8.5/1.0 Vp-1 tone	5GY 8.5/1.5 Lgr-1 tone	5GY 8.0/2.0 Lgr-1 tone	5BG 8.0/2.0 Lgr-1 tone	5RP 8.0/1.5 Lgr-1 tone	5RP 8.0/2.0 Lgr-2 tone	10B 8.0/1.5 Vp-1 tone	PB N8.5	
C 85%	10R 8.0/1.0 Lgr-1 tone	7.5YR 7.5/1.0 Lgr-1 tone	5YR 8.0/2.0 Lgr-1 tone	5GY 8.0/2.0 Lgr-2 tone	5BG 7.0/2.0 Lgr-2 tone	6PB 7.0/2.0 Lgr-1 tone	5RP 7.0/2.0 Lgr-2 tone	2.5B 7.0/2.0 Lgr-2 tone	PB N7.5	
D 80%	10R 7.0/1.5 Lgr-2 tone	1Y 7.0/1.5 Lgr-2 tone	7GY 7.5/3.0 Lgr-1 tone	5GY 6.5/2.0 Lgr-2 tone	5BG 6.0/4.0 L-2 tone	6PB 6.0/5.0 L-3 tone	5RP 6.0/4.0 Gr-1 tone	5B 6.0/1.5 Lgr-1 tone	PB N6.5	
E 20%	10R 5.5/4.0 L-2 tone	5YR 5.5/4.0 L-2 tone	2.5Y 5.5/4.0 L-2 tone	1H の 島 なかのしま	楡 えの木	山鳴らし やまならし	6PB 5.5/3.0 L-2 tone	7.5RP 4.5/2.0 Gr-1 tone	5B 5.0/1.5 Gr-1 tone	PB N5.0
F 10%	ミルク金時 みるくきんとき	蝦夷鬼頭 えぞりきずな	馬 鈴薯 ばれいじょ	半ヶ岳 ひんがたけ	千エレ沼 ちゑのぬま	オーロラ おーろら	7.5G 4.0/4.0 Dk-1 tone	5PB 4.0/3.5 Dk-2 tone	10B 4.0/1.5 Gr-2 tone	PB N3.5
G 5%	7.5R 3.0/8.0 Dp-1 tone	5YR 4.0/6.0 Df-4 tone	7.5YR 4.0/6.0 Df-4 tone	10GY 4.0/4.0 D-2 tone	10GY 4.0/4.0 D-2 tone	オベシナー おべしんだー	7.5RP 4.3/4.0 Dk-1 tone	5PB 4.0/3.5 Dk-2 tone	10B 4.0/1.5 Gr-2 tone	PB N3.5

各色の1行目:マニセル値…色を表す3属性(色相、明度、彩度)を数値化して色を表現したもの *この資料は印刷のため実際のマニセル値とは異なります。正確には、塗装色見本を参考にして下さい。
 各色の2行目:トーン…明暗、濃淡、派手地味など明度と彩度から生まれる色の調子
 *「色彩景観基準」に関する具体的な考え方とは、「札幌の景観色70色彩景観基準運用指針」、「限界色見本」を参照して下さい。

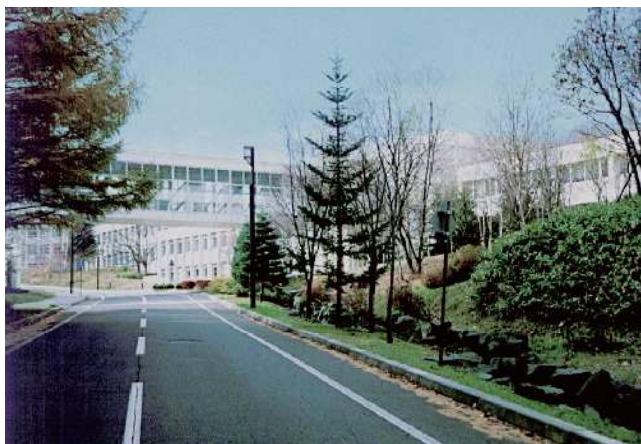
[建築物]

配慮項目	基本的視点	誘導基準
A1 地形や水辺などの自然環境を生かす	地形 植生 水辺・河川	山地、丘陵地、扇状地、平地といった札幌の地形の特徴を尊重するとともに、それらの手がかりとなる植生、水辺、河川、微地形など地域固有の自然環境を景観の骨格として生かす。

配慮事例

- ① 地形を建築物の断面計画や敷地計画に生かす。
- ② 地形を大きく変えないように土地の造成を最小限に抑える。
- ③ 平地や扇状地は、遠くから見通せることから、スカイラインや色彩に配慮する。
- ④ 丘陵地は、高台や低地から見渡せることから、見え方を意識して意匠の検討を行う。
- ⑤ 地域に親しまれてきた古木や既存林を生かして建築物を配置する。
- ⑥ 小さな沢筋などの自然環境を生かす。
- ⑦ 水辺を眺めるテラスやポケットパークなどを設ける。
- ⑧ 河川敷や対岸、橋等から見える街並みの連続性に配慮する。

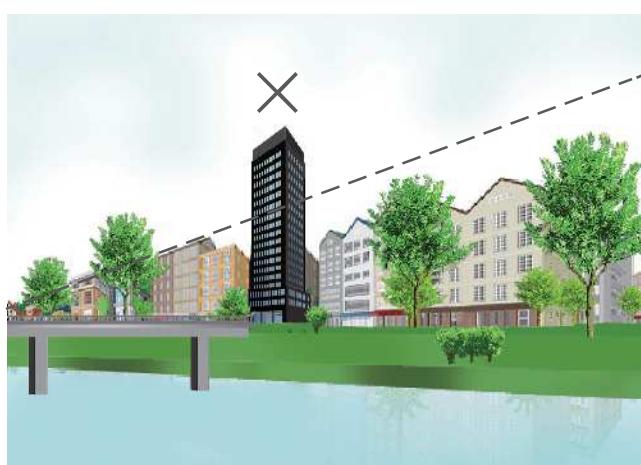
①



⑤



⑧



対岸から見える街並みの連続性に配慮していない

配慮項目	基本的視点	誘導基準
A2 山並みやランドマークへの見通しに配慮する	視点場からの見え方	市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認でき、四季の彩を演出する重要な要素である。また、街並みのシンボルとなる建築物や樹木などのランドマークも、景観を特徴付ける貴重な要素である。そのため、これらを確認できる主要交差点、主要道路、主要河川等からの見通しに配慮する。

配慮事例

- ① 山の稜線を見通す視線を阻害しないように壁面を後退させたり、高層部の位置に注意する。
- ② 山並みを背景とする際は、植栽を多く配置するなど調和を図る。
- ③ 周辺の人通りの多い場所や眺望点などの視点場を確認し、そこからの見え方や見通しなどに配慮する。
- ④ 街並みのシンボルとなる建築物や樹木などのランドマークが背景に位置する場合は、これらの見え方を意識して計画する。

①



× 山の稜線を見通す視線の阻害



○ 高層部の位置に配慮し、山の稜線を見通す視線を確保

配慮項目	基本的 視点	誘導基準
B1 歴史的・文化的なまちの景観資源等を生かし、質を高める	歴史と文化 原風景 景観資源	歴史的建築物等や格子状街路・防風林など、歴史的なまちの遺構を尊重し、後世に札幌の歴史を伝える計画となるよう、配置や素材、色などを工夫する。また、歴史的価値に限らず、多くの市民が景観上優れていると感じているものや、シンボル性が高いものといった景観資源にも配慮して計画する。

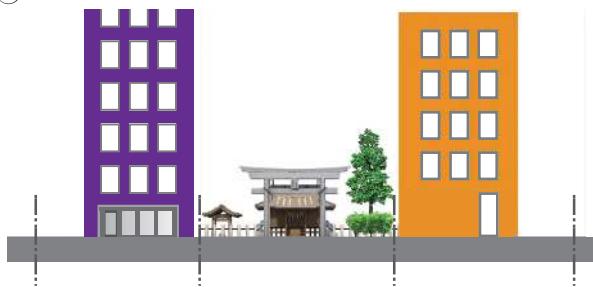
配慮事例

- ① 建築物や樹木など歴史的景観資源等に対する視点場を確認し、建築物の配置や高さを工夫したり、素材や形を調和させるなど歴史的景観資源との良好な関係をつくる。
- ② 社寺等を地域の貴重な景観資源ととらえ、街並みに埋没しないように配慮する。
- ③ 防風林や並木など地域の風景の名残をとどめる。
- ④ 格子状街路の軸性や見通しに配慮した建築物の配置とする。

①



②



× 景観資源に配慮しない計画



○ 配置や意匠など景観資源に配慮した計画

----- 敷地境界線 -----

配慮項目	基本的視点	誘導基準
B2 街並みとの連続感をつくる	低層部の軒高	歩行者の視線レベルにある建築物の低層部において、隣り合う建築物の軒高や壁面の位置や素材、敷地際のしつらえに配慮し、街路樹及び歩道部と一体となった表情豊かで楽しく歩ける街並みをつくる。 (①～③)
	壁面線	
	敷地際のしつらえ	
	街角等	隣接敷地の公開空地や公園等のオープンスペース、交差点などに面する部分は、街並みの表情づくりのポイントであることから、オープンスペース、交差点、通りとの一体感に配慮した特徴ある街角等をつくる。 (④～⑥)
	隣接敷地との関係付け	
	オープンスペースのしつらえ	公開空地やプレイロット等のオープンスペースを設置する際には、みどりを効果的に配置し、使用者にやさしい仕上げとするとともに、建築デザインとの関係性や周囲の街並みとの調和に配慮する。 (⑦～⑨)

配慮事例

- ① 隣り合う建築物と低層部の軒高や仕上げ材、色彩などを揃える。
- ② 隣接する建築物と壁面線を揃える。
- ③ 敷地際にオープンスペースを設け、植栽やベンチなどを設置し、歩道との一体感を演出する。
- ④ オープンスペースや交差点に面する部分は、街角を特徴付けるような意匠やしつらえ、植栽計画とする。
- ⑤ オープンスペースを設けて街角を特徴付ける。
- ⑥ オープンスペースは、隣地の状況を確認した上で、使い方、形、しつらえなど連続性に配慮したものとする。
- ⑦ みどりは、隣地のみどりとの連続性に配慮するほか、季節感を演出する植栽とするなど、効果的に配置する。
- ⑧ オープンスペースは、歩道と段差を設けず滑りにくい素材を用いるなど、歩行者に優しい仕上げとする。
- ⑨ オープンスペースのデザインは、建築物のデザインと調和させるとともに、質の高い素材を用いて上質なしつらえとする。

①・②



③



④



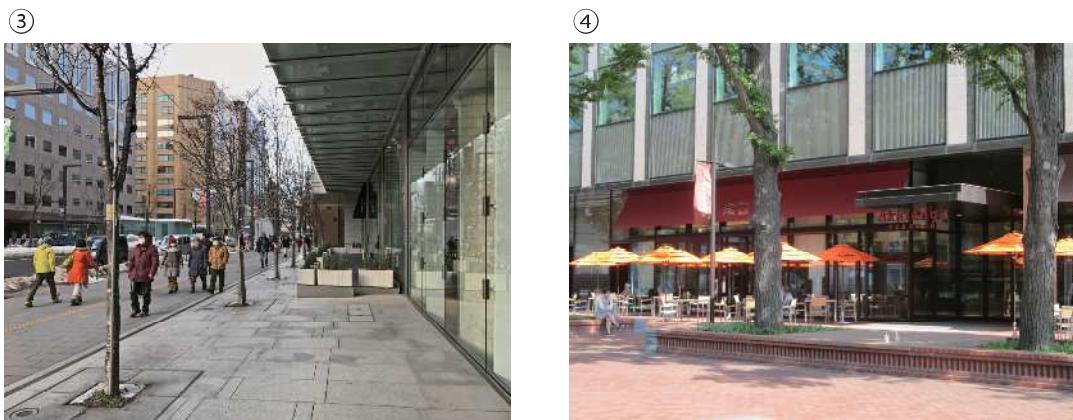
⑥



配慮項目	基本的視点	誘導基準
B3 歩行者の視点でのスケール感を大切にする	圧迫感の軽減 低層部の用途 開口部の位置や大きさ	建築物の立面の分節化などにより、通りに対するボリューム感の軽減を図るとともに、低層部の用途やしつらえ、開口の位置や大きさに配慮することにより、街並みを彩る沿道の景観を形成する。

配慮事例

- ① 立面の分節化や建築物の分棟化によって圧迫感を抑える。
- ② 異なる仕上げを組み合わせて面的なボリューム感を軽減する。
- ③ 壁面を後退させ、歩道への圧迫感を抑える。
- ④ 店舗やカフェテラスなど賑わいが通りにあふれる用途を配置する
- ⑤ 通りが閉鎖的にならないように開口部やショーウィンドウを配置する。
- ⑥ 通りに面する低層部は視界が抜けるようなガラス張りとし、圧迫感を軽減させる。



配慮項目	基本的視点	誘導基準
B4 地域特性に配慮した色彩を考える	外壁等の色彩 アクセントとなる色彩	外壁等の色彩については、北の自然を基調としながら、周囲の街並みとも調和するよう配慮するとともに、アクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方とする。具体的には、「色彩景観基準」(P9)による。

配慮事例

- ① 周辺との調和に配慮し、外壁等の色彩を選定する。
- ② 外観における基調となる色彩の範囲は「札幌の景観色70色」のA～D（マンセル値を参考）とする。なお、その場合でも、複数の色彩を組み合わせて模様に見えるような配色はしない。
- ③ 建築物の高層部の色彩は、高明度・低彩度にして圧迫感を低減する。
- ④ アクセントカラーを用いるときは、「札幌の景観色70色」とし、低層部(3階程度の高さ)又は面積を抑えた効果的な使い方とする。
- ⑤ コーポレートカラーを用いるときは、街並みとの調和に配慮し、必要に応じて使用面積を抑えたり、彩度や明度のトーンを落とす。
- ⑥ 公共サイン等の視認性を妨げないように配慮する。
- ⑦ 低層部にれんがや札幌軟石などの地場建材を使用するなどして、札幌の歴史を街並みに表現する。



配慮項目	基本的視点	誘導基準
意匠に配慮する	ファサードデザイン	目新しさや話題性にデザインの原点を求めず、周囲の質感・素材感との調和を心がけるとともに、華美な装飾を避け、汚れの目立たない工夫を施すことなどにより、将来に渡って陳腐化しない持続可能なデザインとする。 ((1)～(4))
	外壁の仕上げ	
	照明	暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明による演出を行う。なお、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。 ((5)～(9))

配慮事例

- ① 華美な装飾を避け、周囲との調和に配慮した、質が高く機能的で飽きのこないデザインとする。
- ② 敷地条件に応じて、一方向だけでなく他の角度からの見え方にも配慮する。
- ③ れんがや札幌軟石を用いるなど、経年劣化により建築物の味わいが深まるような素材感を生かした仕上げとする。
- ④ 汚れが目立たない材料や、修繕しやすい材料を選ぶことで、維持管理のしやすさに配慮する。
- ⑤ 昼とは異なる魅力的な夜の街並みを演出する。
- ⑥ 暖かみのある照明で演出する。
- ⑦ 開口部から溢れる明かりで、通りのにぎわい感を演出する。
- ⑧ 外灯など、通りの防犯にも配慮して配置する。
- ⑨ 周辺の環境に配慮し、過度に明るいものや、ネオンサインなど激しく動光が変化するものは使用しない。

(3)



(5)



配慮項目	基本的視点	誘導基準
C2 雪に配慮する	落雪等対策	北風や落雪に配慮して、建築物の配置や形態、外壁形状等を考える。 (①, ②)
	冬の快適性	冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、雪の美しさを見せることができる仕掛け等も検討する。 (③～⑤)

配慮事例

- ① 積雪や風向きにも配慮して、人の動線に雪庇や落雪が生じないよう屋根や外壁形状をデザインする。
- ② 吹き溜まりや風向きに配慮して出入口を配置する。
- ③ 降り積もる雪の美しさを見ることができる仕掛けを考える。
- ④ 低層部の壁面を後退させて、冬期間も快適な歩行者空間を設ける。
- ⑤ 雪の堆積スペースの確保や、ロードヒーティングを設置するなど、道路側に雪を堆積しないよう配慮する。

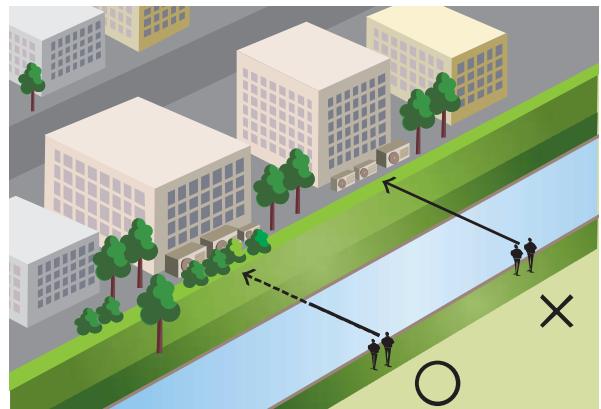


敷地内に雪の堆積スペースを確保し、ロードヒーティングを設置した計画

配慮項目	基本的視点	誘導基準
C3 付帯工作物等に配慮する	屋外設備	通りなどからの見え方に配慮し、なるべく景観を阻害しない位置に設けるか、やむを得ない場合は目隠しを施す。 (①, ②)
	物置・柵等の工作物	自転車置き場やゴミ置き場、物置など敷地内に付帯する工作物は、建築デザインとの関係性を十分考慮し、建築物本体への取り込みを図るか、やむを得ない場合は歩行者に対して閉鎖的にならないよう配慮して、目隠し等による修景を行う。 (③～⑤)

配慮事例

- ① 付帯設備（太陽光発電設備含む。）は道路から見えにくい位置に設置するか、植栽や柵などで目隠しする。
- ② 空調・換気設備や自動販売機などについては建築物と同様の色彩や材質の仕上げとするか、建築物に組み込んで一体化させる。
- ③ 歩道と敷地とが閉鎖的な関係にならないような扉のしつらえとする。
- ④ 目隠しが必要な場所は植栽などによってやわらかく遮蔽する。
- ⑤ 自転車置場やごみ置場などはできるだけ建築物と同じ色彩や材質の仕上げとする。



様々な方向からの見え方を検討し、設備等を植栽等により修景する

C4

配慮項目	基本的視点	誘導基準
外構に配慮する	ユニバーサルデザイン	通りから建築物へ至るアプローチは、周辺景観に配慮したデザインとともに、段差を設けず滑りにくい素材を使うなど誰にでも使いやすいデザインとする。 (①)
	アプローチのしつらえ	
	駐車場等の修景	駐車場や業務用出入口等は、配置や敷地外との搬入出口に十分配慮し、通りに対する修景を図る。 (②)
	みどりの演出	通りや広場、水辺、建築物の壁面などに対して、効果的なみどりの配置を図る。また、既存樹木との共生、四季の変化、地域の環境といった要素を考慮して、適切な樹種を選定する。 (③・④)

配慮事例

- ① アプローチは段差をなくし、車椅子の交差できる幅員を確保するとともに、建築物や外構のデザインと統一を図る。
- ② 駐車場の周りを緑化するなどして修景する。
- ③ 街路樹や公園、河川などのみどりと連続するように敷地内にみどりを配置する。
- ④ アイストップとなる高木を配置するなど、効果的な植栽を図る。

①



②



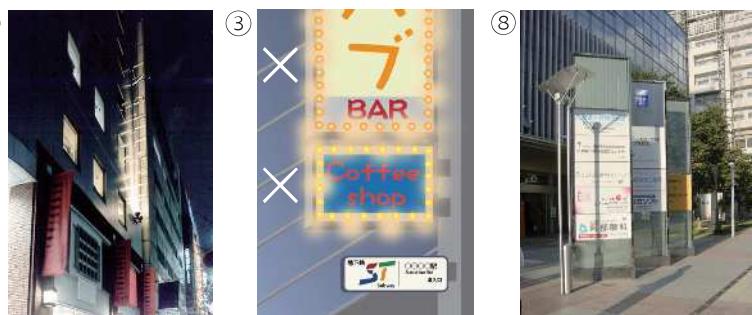
④



配慮項目	基本的視点	誘導基準
C5 広告物や案内表示などに配慮する	掲出の方法	建築物のデザインや街並みとの調和はもとより、安全性や視認性にも配慮して、場所の特性に合わせた掲出の方法、色彩デザインや照明計画を考える。また、複数個表示する場合には集合化等を図る。なお、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。
	色彩や照明	
	集合化	

配慮事例

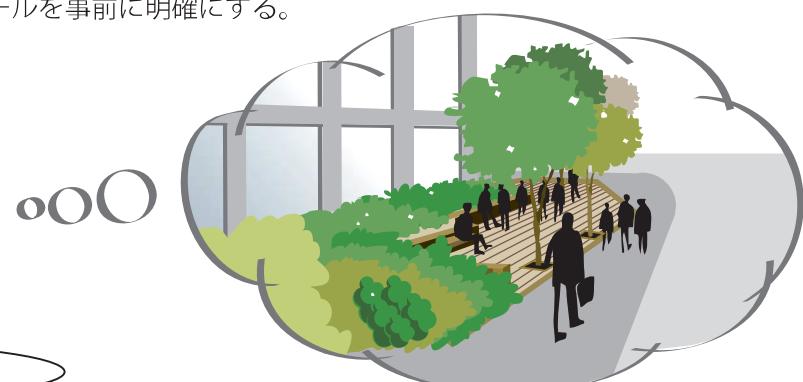
- ①周辺の建築物や広告物を読み解いて、街並みの魅力を引き立てるデザインとする。
- ②箱文字や切り文字としたり、大きさに配慮するなど、建築物と調和したシンプルなデザインとする。
- ③公共的な情報と店舗などの看板がお互いに機能を損なわないよう設置場所やデザインに配慮する。
- ④彩度や使用する色の数を抑えるなど、色使いに配慮し、通りの雰囲気を大切にする。
- ⑤コーポーレートカラーを用いるときは、街並みとの調和に配慮し、必要に応じて使用面積を抑えた
り、彩度や明度のトーンを落とす。
- ⑥周辺の環境に配慮し、過度に明るいもの
や、ネオンサインなど激しく動光が変化
するものは使用しない。
- ⑦昼間だけでなく、夜間の見え方にも配慮
して計画する。
- ⑧複数個表示する場合は、集合化を図り必
要最小限の設置数とする。

公共的な情報に配慮
していない計画

配慮項目	基本的視点	誘導基準
C6 景観の維持・管理に配慮する	オープンスペースの活用	公開空地やプレイロットを設置する際には、街並みに調和した活用がなされるよう、誰がどのように利用するかなどを考慮する。(①, ②)
	維持・管理手法	新築時はもとより、将来に渡って景観の質が確保されるよう、維持・管理の体制やルール、役割分担等について事前に明確にする。(③～④)

配慮事例

- ①オープンスペースが継続的に使われるよう、地域の特性を踏まえ、利用者の属性や使われ方などを詳細に検討する。
- ②オープンスペースの活用・維持管理のため、地域住民が関与するマネジメントの仕組みを検討する。
- ③外壁改修の修繕計画や植栽の手入れなどの計画について、長期的な視点に立って事前に計画する。
- ④広告物の更新時を見据え、掲出のルールを事前に明確にする。



地域の特性を踏まえて、オープンスペースを計画

[工作物]

配慮項目	基本的視点	誘導基準
自然環境を生かす	地形・水辺	地形や水辺などの自然環境を生かすとともに、地域固有の植生などにも配慮し、街並みや山並みと一体となつた風景を創出する。
	植生	

配慮事例

- ① もとの地形を尊重し、風景の変質を避ける。
- ② 地域に親しまれている古木や既存林を大切にする。
- ③ 補植する場合は、周囲にある樹種を選ぶ。



[橋りょう・高架橋等]

配慮項目	基本的視点	誘導基準
D1 地域性に配慮する	スケール感	周辺の街並みや雰囲気に合ったスケール感に配慮する
	橋詰の修景	とともに、街並みとの接点となる橋詰の修景を図る。 (①～④)
	シークエンスデザイン	橋りょうへ向かうアプローチ道路と橋りょうとのシーケンス（連続性）及び重なり合って見える橋りょう相互のデザインの関連性を考える。 (⑤, ⑥)
	デザインの関連性	
	ランドマークへの見通し	山並み、ランドマークへの見通しに配慮するとともに、形態や色彩については、背景となる自然環境や街並みに調和させる。なお、色彩は「色彩景観基準」(P9) による。 (⑦～⑨)
	形態・色彩	

配慮事例

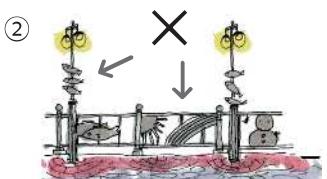
- ① 周辺状況に合わせて構造形式を選定する。
- ② 街並みとの調和を図り橋詰を修景する。
- ③ 人通りの多い橋りょうでは、滞留できるような橋詰空間を計画する。
- ④ 水辺へのアクセスを整備するなど、道路と水辺の結節点となる橋詰空間を創出する。
- ⑤ 橋りょうとアプローチ道路は、橋上空間の連続性を持って見えるよう仕上げなどで統一感をもたせる。
- ⑥ 隣り合う橋りょうと色や構造が調和するよう配慮する。
- ⑦ 山並みを背景とする場合は、山並みとの調和に配慮する。
- ⑧ 街並みのシンボルとなるランドマークが周辺に位置する場合は、ランドマークの見通しに配慮する。
- ⑨ 橋りょうの色彩は景観色70色とし、周辺との調和に配慮する。



配慮項目	基本的視点	誘導基準
D2 意匠に配慮する	全体のバランス	上部工・下部工を一体的にとらえるとともに、桁や地覆、高欄などの連続感を大切にし、照明や防音壁などを含めた全体のバランスに配慮する。また、具象的な装飾や華美なデザインは原則として避ける。 (①, ②)
	量感の軽減	軽やかなデザインの高欄や橋脚の面分割などにより全体の量感を抑えるとともに、歩行者の視点から近い、配管や電気設備等もデザインの一部として処理するなど、ディテール処理による修景を図る。
	桁下の修景	(③～⑥)

配慮事例

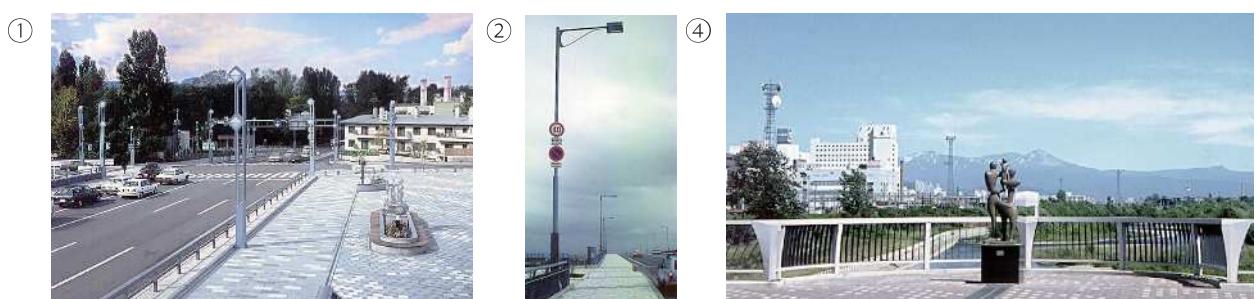
- ① 下部工と上部工のデザインを合わせ、一体的に見せる。
- ② 様々なデザインモチーフを用いたり、直喩的なデザインの使用は避ける。
- ③ 桁側面や橋脚は、量感や重苦しさを低減したデザインとする。
- ④ 高欄をシンプルなデザインとし量感を抑えるとともに、歩行者等が河川景観を眺められるようにする。
- ⑤ 桁下の配管等を橋りょう全体のデザインの一部として見せるなどの工夫をする。
- ⑥ 排水管を橋脚のスリットに埋め、目立たなくするなどの工夫をする。



配慮項目	基本的視点	誘導基準
D3 付帯物に配慮する	デザインの調和	付帯する案内板や柵等のデザインを統一するほか、集合化を図るとともに、歩行部では安心・快適に歩けるようしつらえの工夫を行う。
	歩道空間の演出	

配慮事例

- ① 橋と接続する道路などの周辺も、できる限り付帯物のデザインを統一する。
- ② 案内板等はできる限り集合化・コンパクト化するとともに、案内板等の柱と照明柱等を共通化するなど、乱雑な印象にならないよう配慮する。
- ③ 付帯物の色彩を橋りょう本体と調和させるなど、全体的な統一感に配慮する。
- ④ 眺望景観や河川景観などが得られる場合は、全体のデザインバランスに配慮しながら橋詰広場や橋上バルコニーを設置し、歩道空間を演出する。
- ⑤ 歩道部分の舗装は、過度な模様張りを避け、シンプルなデザインとする。

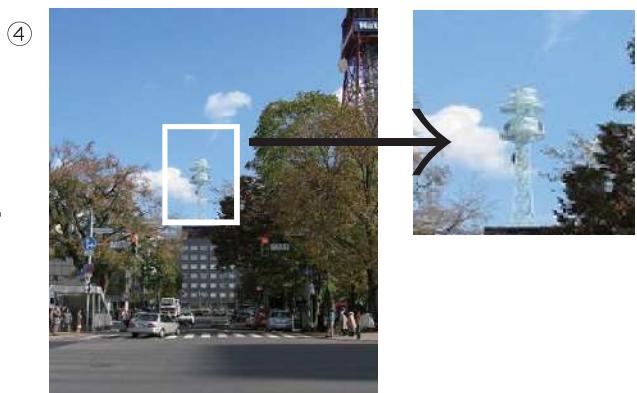


[鉄塔・煙突等]

配慮項目	基本的視点	誘導基準
E1 地域性や街並みに配慮する	スケール感	街並みへの影響を軽減するために位置やスケール感に十分配慮する。(①)
	見せ方・見え方	建築物との位置関係など周辺からの見え方に配慮するとともに、足元の緑化を施すなど、周辺との調和を図る。(②, ③)
	調和する色彩	周辺景観への強い影響を抑えるために、背景となる自然環境や街並みと調和する色彩を用いる。なお、色彩は「色彩景観基準」(P9)による。(④)

配慮事例

- ① 可能な限り低いものとする。
 ② 道路境界からセットバックさせる。
 ③ 足元を樹木や建築物で隠し、低く見せる工夫をする。
 ④ 主な視点場から見たときの背景に応じて、空や緑、街並み等に溶け込むような色彩を用いる。



配慮項目	基本的視点	誘導基準
E2 全体的な姿に配慮する	量感の軽減 構造美	全体の量感を軽減するディテール処理を工夫するとともに、構造美を生かした形態とする。

配慮事例

- ① 量感を軽減するディテール処理を施す。
 ② 構造美を生かした形態とする。



配慮項目	基本的視点	誘導基準
E3 付帯物に配慮する	柵などの修景	周囲に設置する立ち入り防止柵などは、街並みと隔絶した印象を与えないように、緑化したり、目立たない色彩を施す。なお、色彩は「色彩景観基準」(P9)による。

配慮事例

- ① 緑化したり、目立たない色彩を施す。



[擁壁等]

配慮項目	基本的視点	誘導基準
F1 地域性に配慮する	最小限の工作物 緑化修景	できるだけ工作物を抑える造成方法や、十分な緑化を行い、人や車に対する圧迫感、違和感を軽減する。

配慮事例

- ① 既存地形をできるだけ生かして、擁壁等の長さや高さを抑える。
- ② 長大な擁壁等は、分割し、緑化するなどして圧迫感を軽減するよう配慮する。
- ③ 大規模な法面等を美しく緑化する。

①



③



配慮項目	基本的視点	誘導基準
F2 付帯物に配慮する	柵などの修景	柵や設備等は、周辺の景観を阻害しないよう、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。なお、色彩は「色彩景観基準」(P9)による。

配慮事例

- ① 柵や塀は必要最低限の高さとして、周辺景観に配慮する。
- ② 設備類を擁壁の中に組み込んで目立たなくする。

①



②



必要最低限の高さの柵と緑化による修景

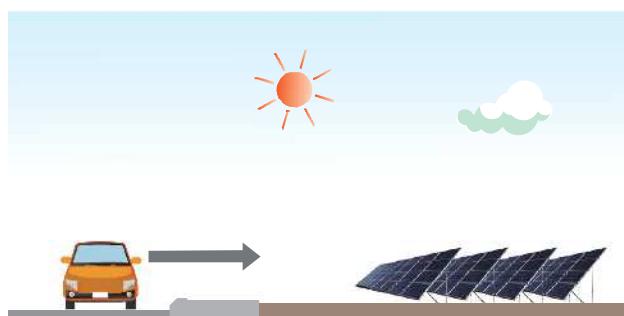
[太陽光発電施設]

	配慮項目	基本的視点	誘導基準
G1	地域性に配慮する	視点場からの見え方	主要な道路や視点場などからの見え方に配慮し、緑化や配置の工夫などによる修景を図る。

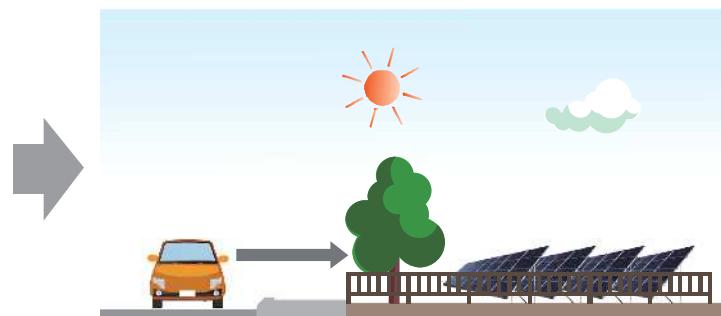
配慮事例

- ① 太陽光パネルは低反射性のものを使用するなど、反射光が市街地等に影響を及ぼすことがないよう配慮する。
- ② 景観資源への近接は避ける。
- ③ 主要な道路や視点場などから見えないように、目隠しとなるような植栽や柵などを設置する。

(3)



× 主要な道路から太陽光設備への視線を配慮しない計画



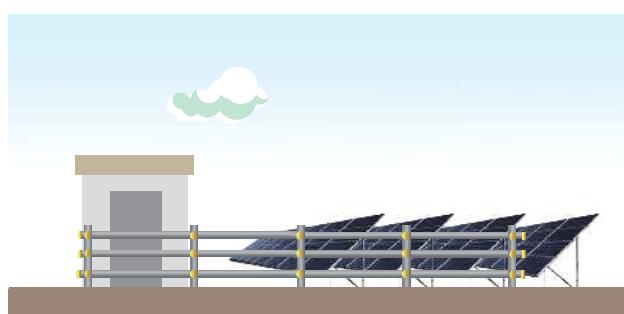
○ 主要な道路からの視線に配慮して、太陽光設備を修景した計画

	配慮項目	基本的視点	誘導基準
G2	付帯物に配慮する	柵などの修景	柵や管理用建築物等は、周辺の景観を阻害しないよう、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。なお、色彩は「色彩景観基準」(P9) による。

配慮事例

- ① 太陽光発電設備の付属設備は、低明度で統一するなど、周辺環境と調和した色彩となるよう配慮する。
- ② 柵などを太陽光発電設備等の目隠しとして設置する場合は、緑化したり、周囲と調和するよう修景に配慮する。

(2)



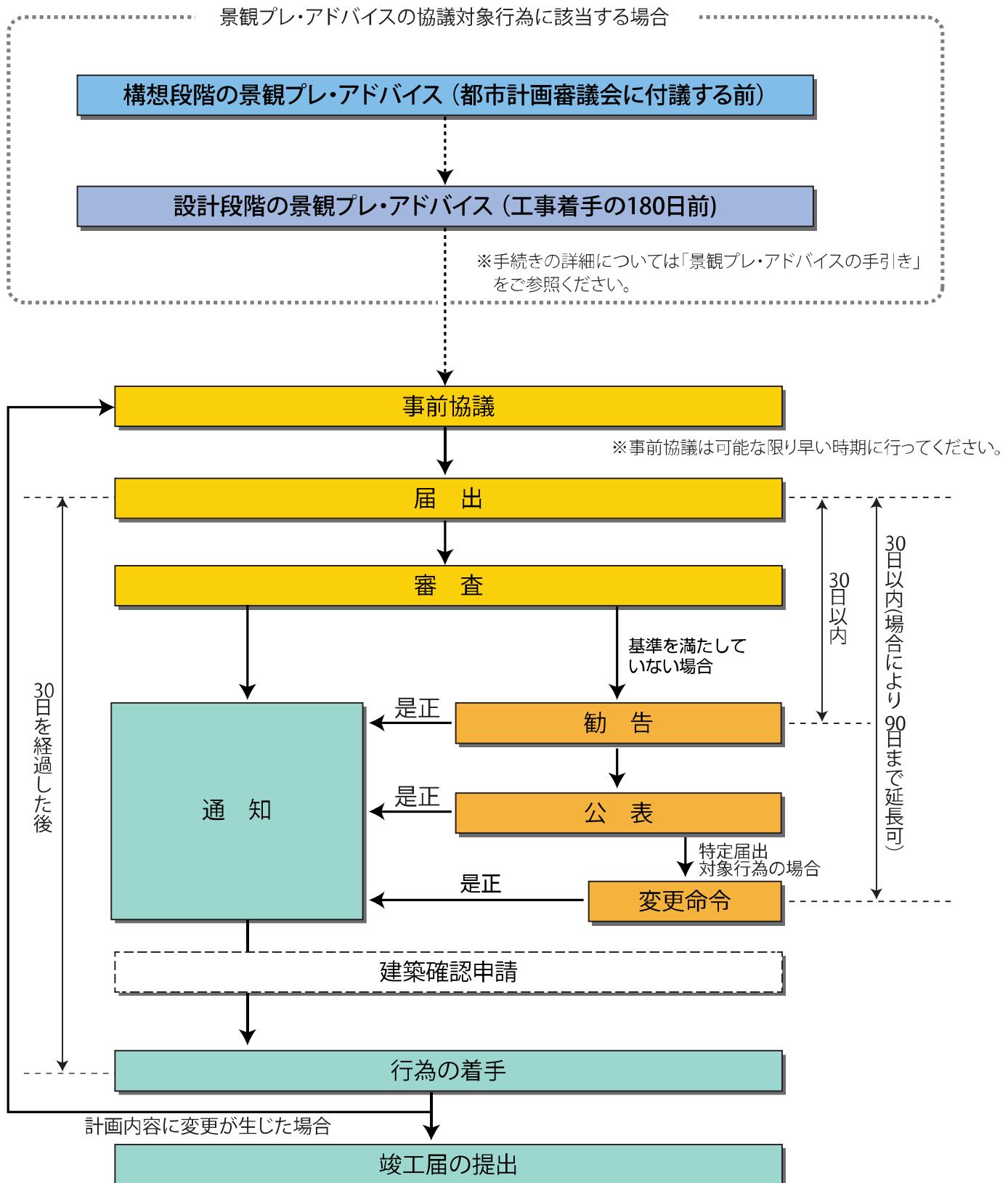
× 太陽光発電設備の付帯物の修景に配慮しない計画



○ 太陽光発電設備の付帯物を緑化により修景した計画

手続き

届出手順



※届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合などは、景観法により罰せられることがあります。

手続き

届出必要書類

所定の届出書とともに、次の書類の提出が必要です。

添付図書	
種類	備考
付近見取図	
配置図	植栽等の外構を記載すること。
各階平面図	建築物である場合に限る。
立面図（各面）	各部分の仕上げ及び色彩を明示すること。 設備等を明示すること。
断面図	
完成予想図又はパース	
現況カラー写真	敷地及び周辺の状況を示すもの
自己診断カルテ	

- その他、必要な図書を求める場合があります。
- 提出内容に変更が生じた場合は、変更行為の届出を行ってください。

完了時の手続き

行為の完了時には、竣工時の写真を添付した竣工届を提出して下さい。

※各手続きの詳細については、
「景観法及び札幌市景観条例に係る届出の手引き」をご参照ください。

理念

■ 北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる

目標

1. 札幌固有の景観特性と街の成り立ちを尊重し、秩序と調和のある景観づくり
2. 地域の個性が際立ち、多彩な輝きを放つ景観づくり
3. 多様な主体がつながり、持続的に取組みを重ねる景観づくり

基本姿勢

- ア：自然を守り、生かす
- イ：歴史を踏まえ、受け継ぐ
- ウ：札幌の「顔」を創り、磨く
- エ：地域の個性を見いだし、伸ばす
- オ：みんなが取り組み、広げる
- カ：行政は率先し、支える

良好な景観の形成に関する方針

景観形成の方針（景観法第8条第3項の規定による「良好な景観の形成に関する方針」）を、全市的視点と地域的視点から示します。景観形成の方針は、取組の内容や場所に応じてそれの方針を重ね合わせて読み解くものとします。

●全市的視点

「自然」「都市」「人（暮らし）」の3つの観点から示すこととし、このうち「都市」については、これからの中長期的な視点で示す都市計画マスター・プランに適合したものとなるよう、都市計画マスター・プランの市街地等の区別に整理します。

また、「人（暮らし）」については、歴史の区分の方針を、これまでの都市づくりの経緯を踏まえて整理します。

●地域的視点

特定の地区の特性を踏まえて、景観計画重点区域や景観まちづくり推進区域等において定めるものとします。

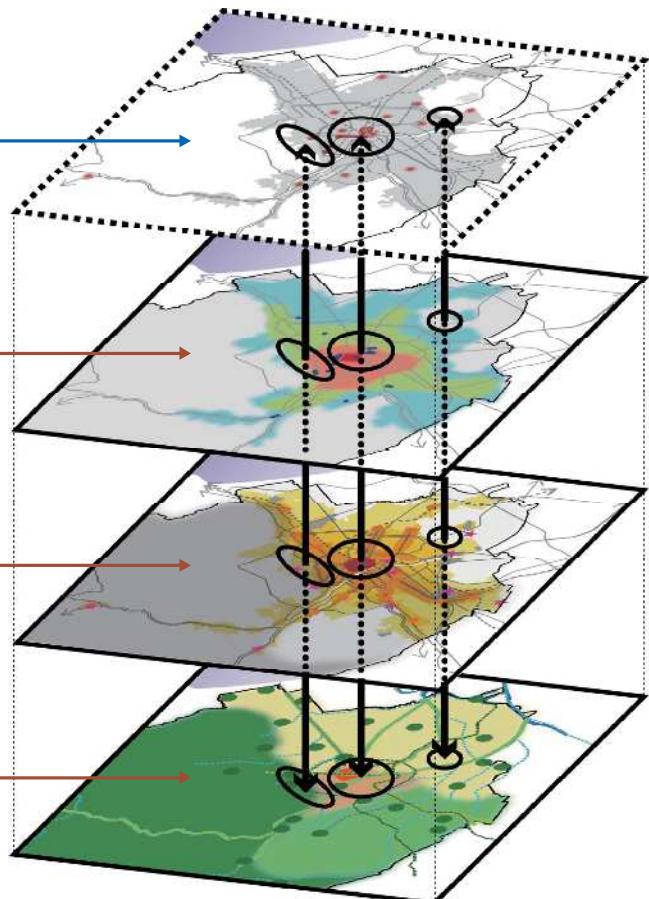
<景観形成の方針の構成>

地域的視点からの方針

全市的視点からの方針 人（暮らし）

都市

自然

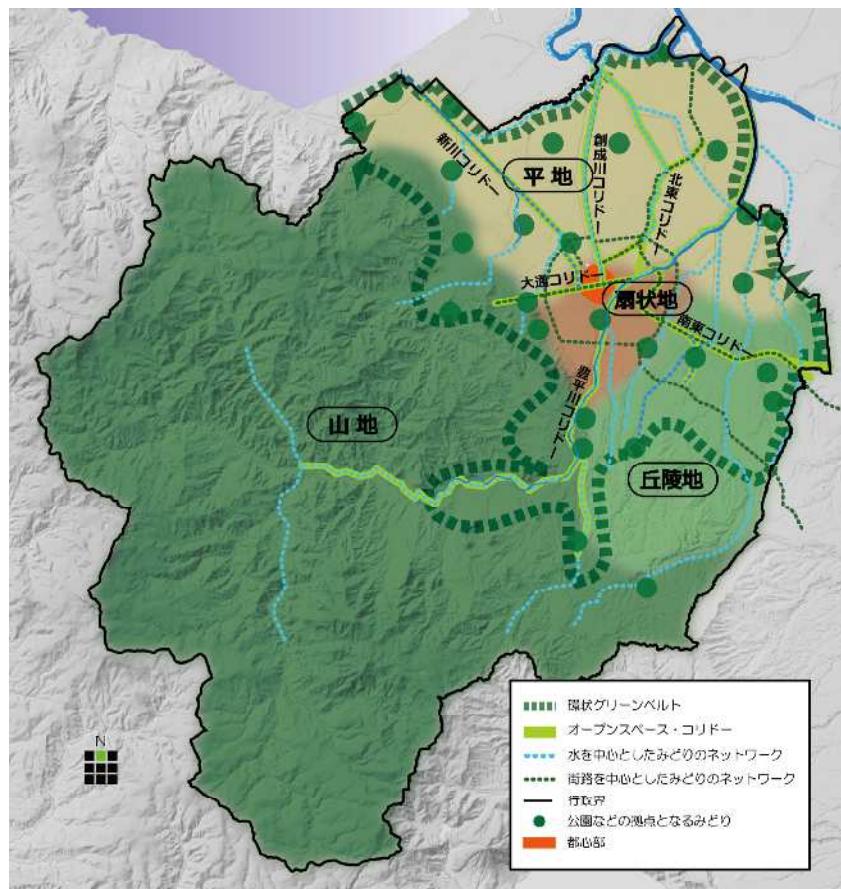


札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針

(1) 自然～自然的特性を踏まえた景観形成の方針

【景観形成の方針】

気候等	<ul style="list-style-type: none">○四季が明瞭な気候特性を生かし、四季の変化が感じられる景観形成を図ります。○特に、雪のある景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪に配慮した景観形成を図ります。
地形 (山地、丘陵地、扇状地、平地)	<ul style="list-style-type: none">○札幌の地形が持つ以下の特性を生かした景観形成を図ります。<ul style="list-style-type: none">・山 地：自然と市街地が近接、山並みのスカイライン、ひな壇状の街並み、坂 など・丘陵地：波状の起伏（坂、崖、崖線の縁等）、山並みや平地への眺望 など・扇状地：微地形等の札幌の原風景的イメージを想起させる場所 など・平 地：田園風景、防風林、遠景の山並み など○特に、市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認できる要素であることから、山並みへの眺望に配慮した景観形成を図ります。
水とみどり	<ul style="list-style-type: none">○主要な河川や市街地を取り巻くみどりなど、骨格となる水とみどりのネットワークを基軸として重視するとともに、歩行空間や隣り合う敷地間などにおけるきめ細かな水とみどりの連続性も考慮した景観形成を図ります。○特徴ある水辺空間や拠点となるみどりを生かした景観形成を図ります。○札幌の植生やシンボルとなる樹木などを生かした景観形成を図ります。○水とみどりが連続する自然環境を保全するなど、多様な生態系に配慮した景観形成を図ります。



自然特性を踏まえた景観形成の方針 付図

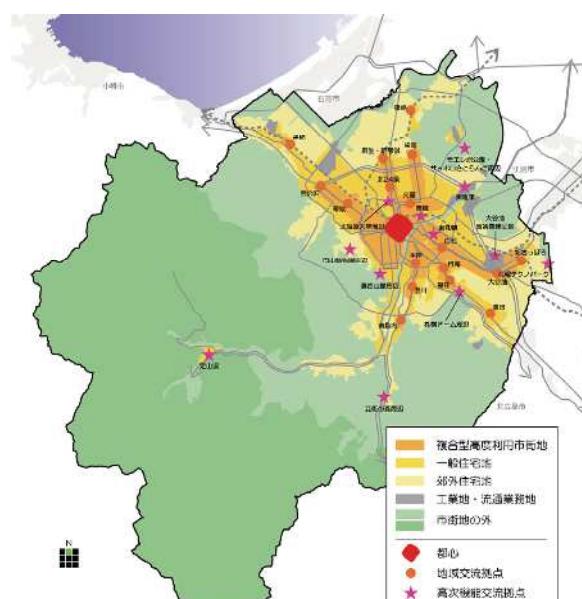
(2) 都市～市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針

第2次札幌市都市計画マスターplanの市街地等の区分に基づき、それぞれの特性を踏まえた方針を定めます。

【景観形成の方針】

都心	【世界に向けて都心の魅力を発信する優れた景観形成】 ○骨格軸や交流拠点など*の個性を生かした、風格のある魅力的な景観形成を図ります。 ○人にやさしく快適な、歩いて楽しい空間の創出を重視し、魅力的な景観形成を図ります。
拠点	【各拠点の特性を生かした景観形成】 (地域交流拠点) ○多様な機能が集積し、多くの人々が集まる特性を踏まえ、活気が感じられる景観形成を図ります。 ○市民の交流や活動の場となる公共的空間は、その目的や利用形態等を十分考慮してデザインするなど、特に良好な景観形成を図ります。 (高次機能交流拠点) ○各拠点の特徴的な機能の魅力が高まる良好な景観形成を図ります。
複合型高度利用市街地	【利便性の高い快適な暮らしを演出する景観形成】 ○集合型居住機能や多様な生活利便機能が集積していることを踏まえ、地域性に応じた、秩序と調和のある景観形成を図ります。
一般住宅地	【居住環境の維持・向上に向けた景観形成】 ○地域特性に応じ、多様な居住機能や生活利便機能が相互に調和する景観形成を図ります。
郊外住宅地	【ゆとりある居住環境を重視した景観形成】 ○閑静でゆとりある居住環境を生かし、地域特性に応じた、愛着のもてる景観形成を図ります。
工業地・流通業務地	【周辺市街地と調和した景観形成】 ○緩衝帯となるオープンスペースの確保や緑化の促進など、隣接する周辺市街地と調和した景観形成を図ります。
幹線道路等の沿道	【連続性のある道路景観の形成】 ○骨格となる幹線道路等を基軸として重視し、地域特性を踏まえた、連続性のある景観形成を図ります。 ○隣接する周辺市街地と調和した景観形成を図ります。
市街地の外	【市街地を取り囲む自然的特性を重視した景観形成】 ○良好な自然環境や優良な農地の景観の保全を図ります。 ○高次機能交流拠点周辺などで土地利用を行う際は、その特性を踏まえた景観形成を図ります。

*骨格軸や交流拠点など：第2次都心まちづくり計画において位置付けられた都心のまちづくりを実現するための骨格構造

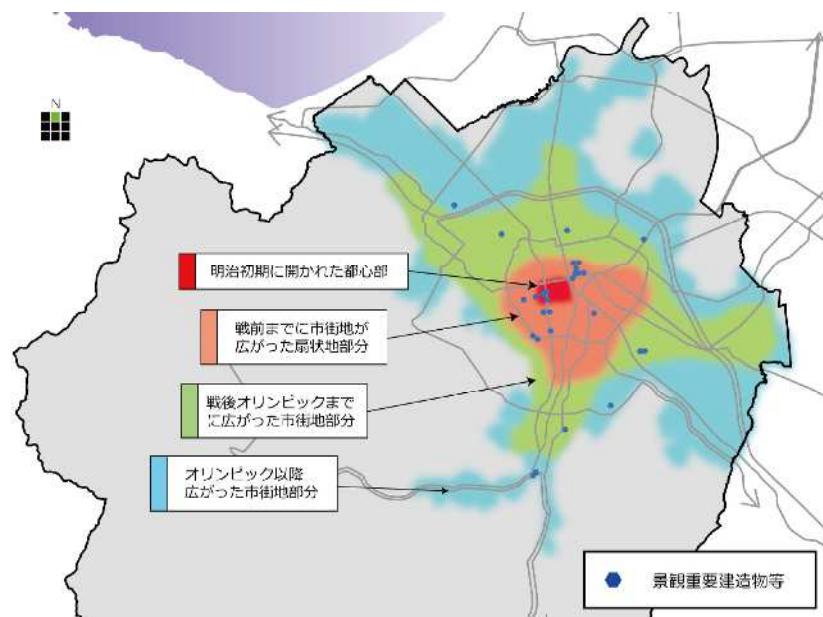


市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針 付図

(3) 人(暮らし)～歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針

【景観形成の方針】

歴史	<ul style="list-style-type: none">○歴史的建築物等に配慮した、魅力的な景観形成を図ります。○格子状街路や防風林など、街の成り立ちを尊重した景観形成を図ります。○れんが、札幌軟石などの地域の資源に配慮した質の高い景観形成を図ります。
文化・暮らし	<ul style="list-style-type: none">○深い雪の中で大都市としての生活・文化を育んできたことが札幌の個性の一つであることから、雪のある暮らしの充実に配慮した景観形成を図ります。○市内外から多くの人々が訪れる場所では、市民や観光客等が魅力を感じられるよう、その場所の特性を踏まえるとともに、札幌の文化を尊重した景観形成を図ります。○住宅地等では、地域ごとの住まい方の違いを踏まえ、地域住民が関わりながら、地域への愛着を高める景観形成を図ります。○新築時はもとより、その後も適切な維持管理がなされ、時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。○社会経済状況等の変化により、使用されない建築物や土地等が生じる際は、周辺の町並みや環境を悪化させないよう配慮します。



歴史・文化・人(暮らし)の特性を踏まえた景観形成の方針 付図

特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針

○ 景観計画重点区域における景観形成の方針*

景観計画区域の内、地区の特性を踏まえ、特に良好な景観の形成を図る必要がある区域を「景観計画重点区域」とします。

「景観計画重点区域」においては、全市的視点からの方針に即し、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めるものとします。

○ 景観まちづくり推進区域等における景観形成の方針*

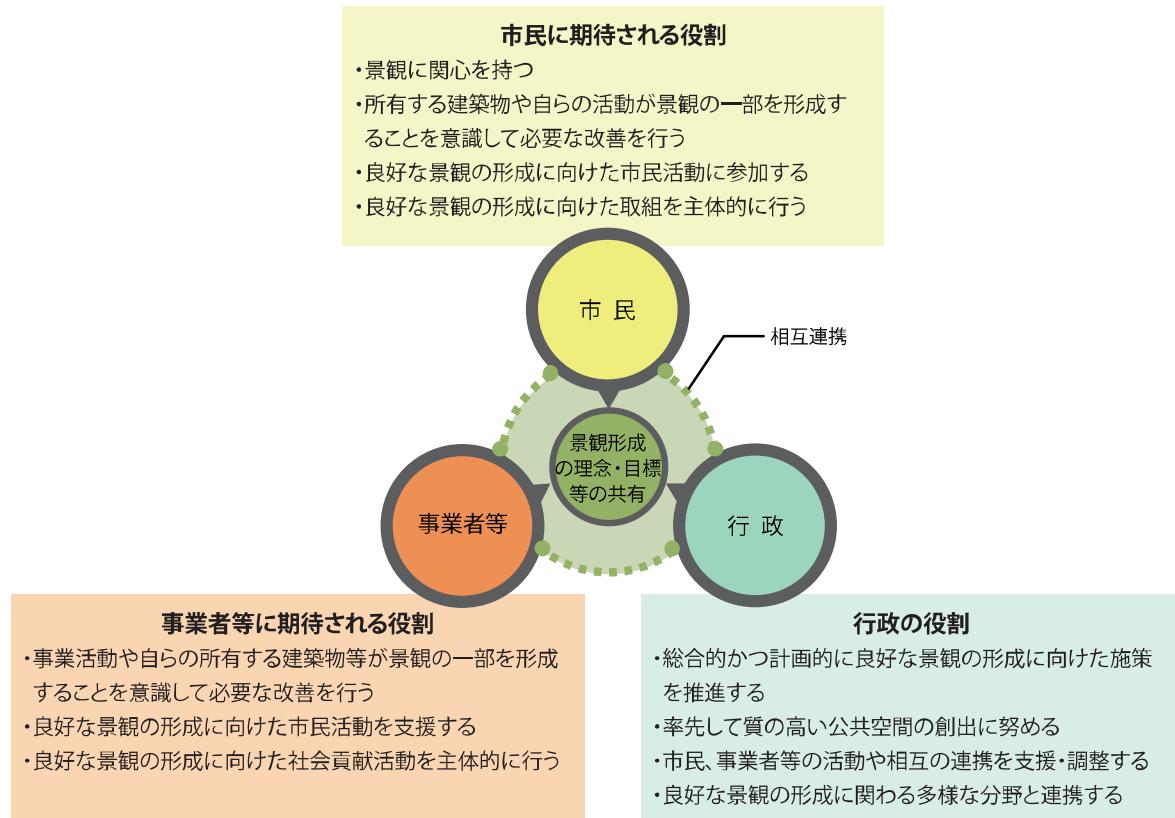
景観まちづくり推進区域など、個別に景観形成に関する方針等を定める地区において、当該方針は全市的視点からの方針に即し、地区の特性に応じて定めるものとします。

*各区域の方針等に関する詳細は、景観計画重点区域のパンフレットや地区ごとの景観まちづくり指針をご参照ください。

計画の推進体制

良好な景観の形成を実現するためには、市民、事業者、行政等が相互に役割を担い合うことが重要です。

この計画の推進にあたっては、各主体が理念や目標を共有し、それぞれ以下のような役割を担って相互に連携して取り組んでいきます。

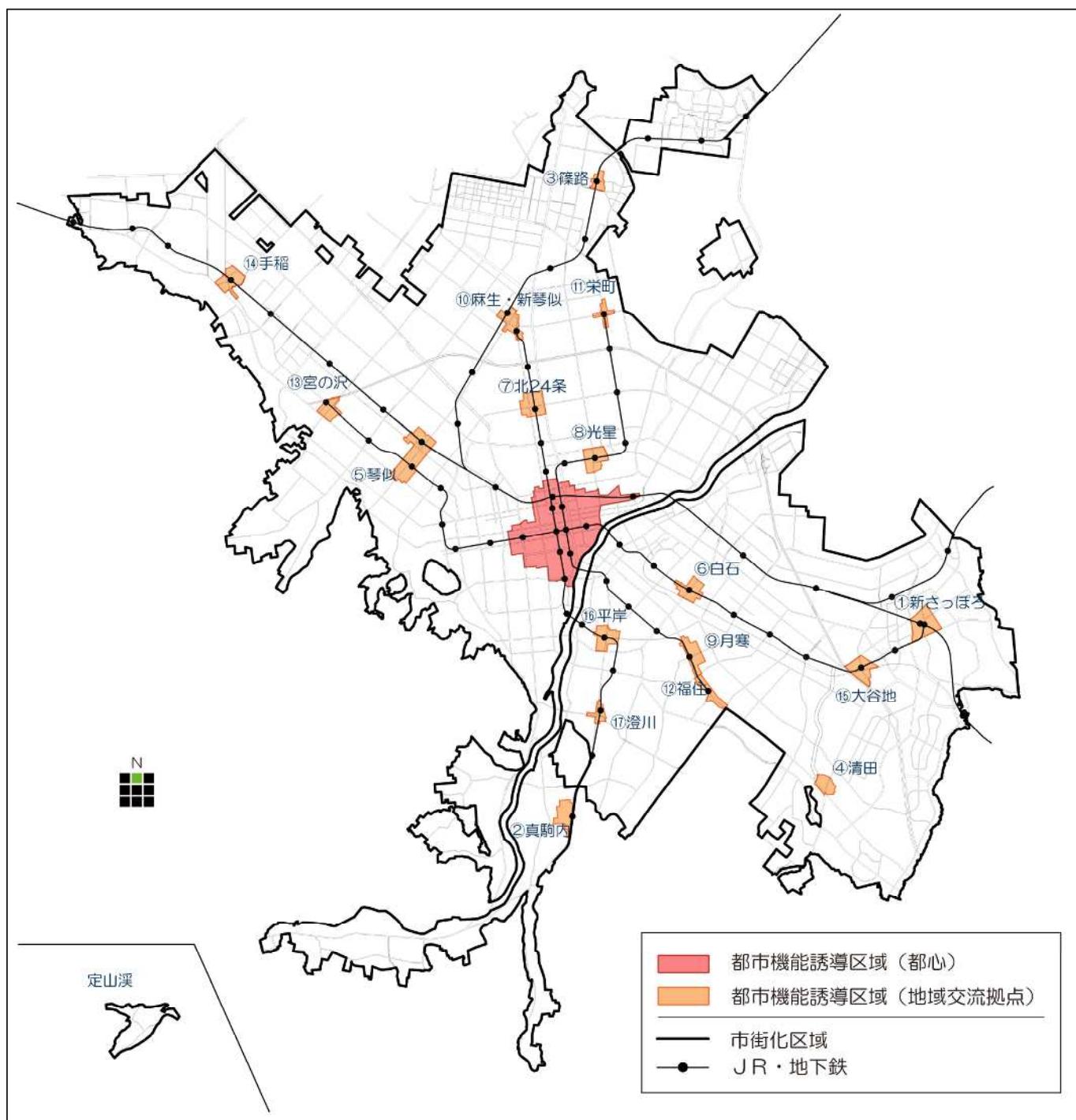


問い合わせ一覧

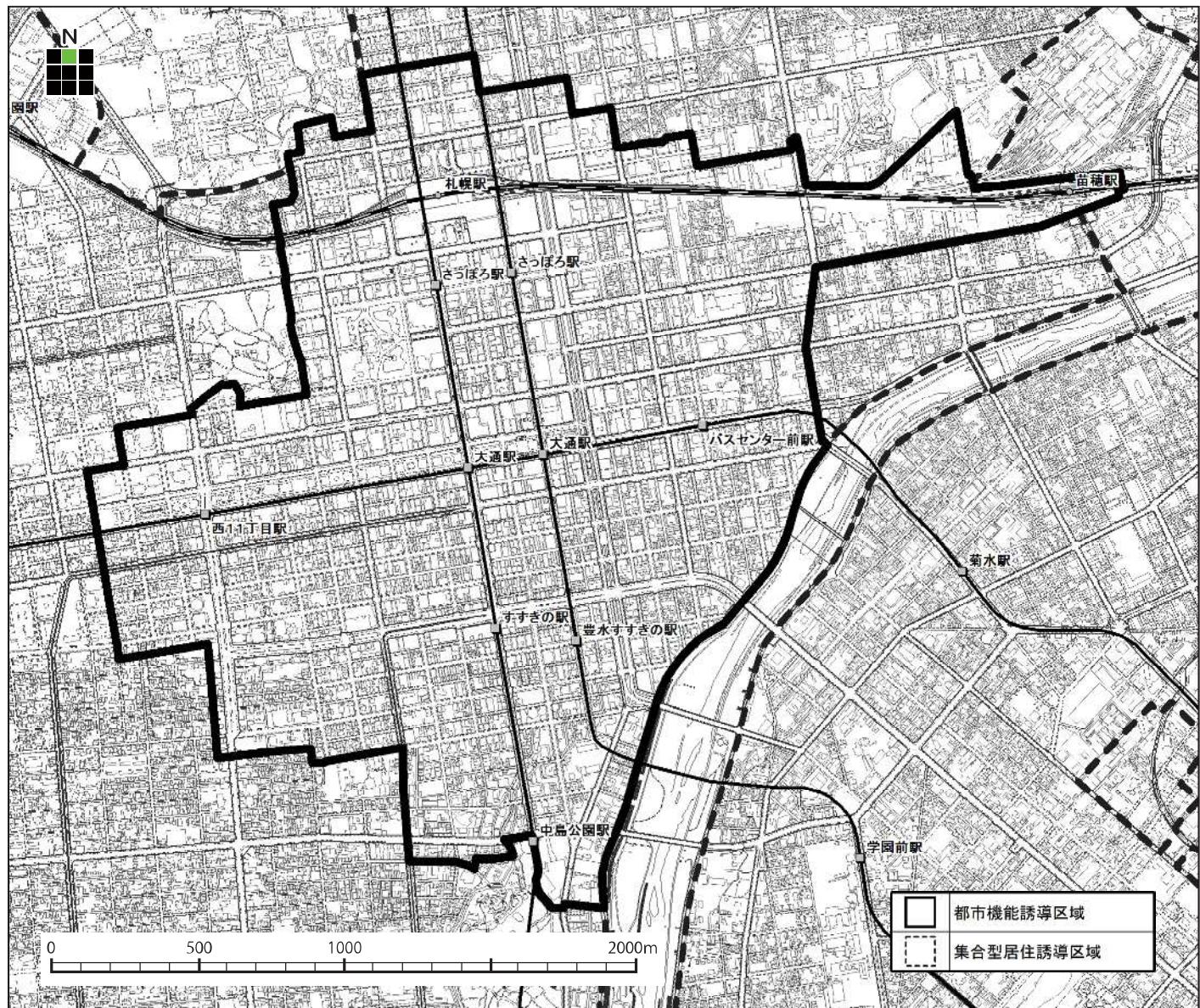
・高度地区に関すること	都市計画部都市計画課	TEL 211-2506
	都市計画部地域計画課	TEL 211-2545
・地区計画の認定、特定街区及び都市再生特別地区に関すること	都市計画部地域計画課	TEL 211-2545
・環境アセスメント及び建築物環境配慮制度に関すること	環境都市推進部環境管理担当課 環境都市推進部エコエネルギー推進課	TEL 211-2879 TEL 211-2872
・風致地区及び緑保全創出地域の許可申請に関すること	みどりの推進部みどりの管理課	TEL 211-2522
・大規模小売店舗に関すること	産業振興部商業・金融支援課	TEL 211-2372
・広告物に関すること	総務部道路管理課	TEL 211-2452
・市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業制度に関すること	都市計画部事業推進課	TEL 211-2706
・開発行為に関すること	市街地整備部宅地課	TEL 211-2512
・建築基準法に基づく建築許可及び認定に関すること	建築指導部管理課	TEL 211-2859
・福祉のまちづくり条例に基づく建築物の事前協議に関すること	建築指導部建築安全推進課	TEL 211-2867
・中高層建築物の建築に関すること	建築指導部建築安全推進課	TEL 211-2867

札幌市立地適正化計画における 都市機能誘導区域（参考）

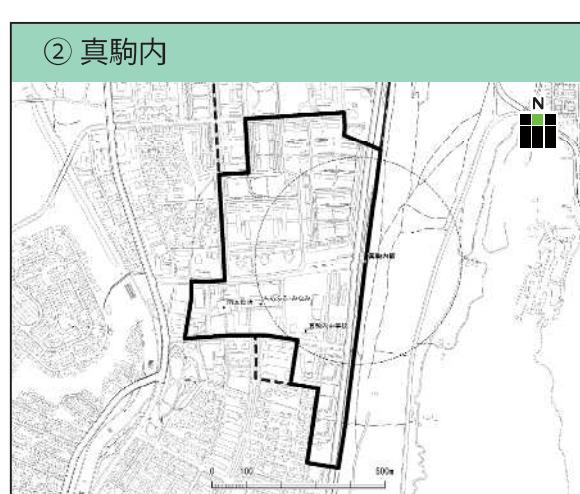
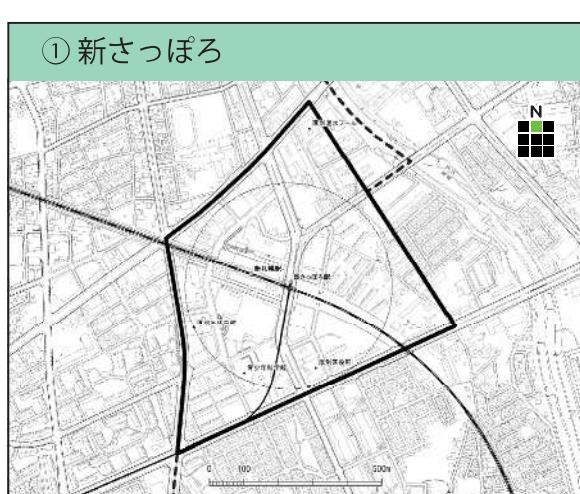
(1) 都市機能誘導区域（出典：札幌市立地適正化計画、H29年2月現在）



(2) 都市機能誘導区域（都心）・詳細図

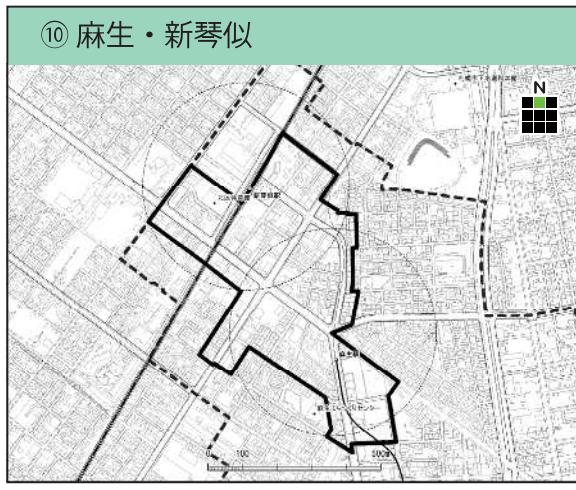
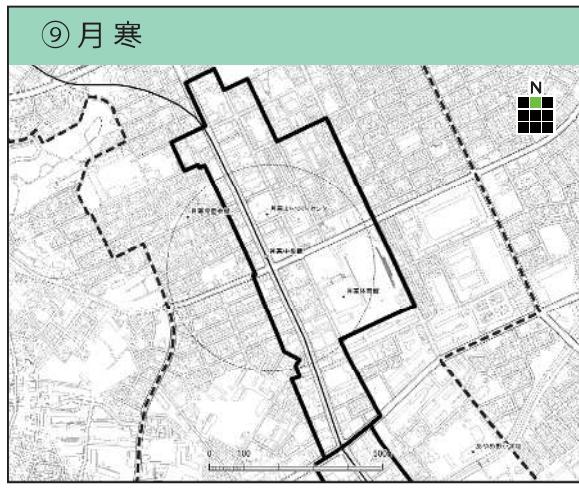
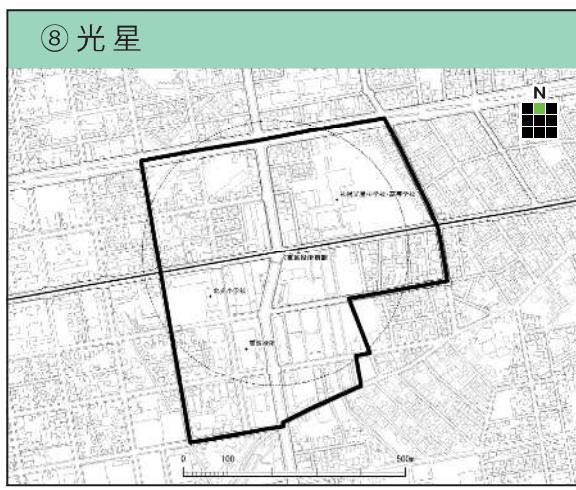
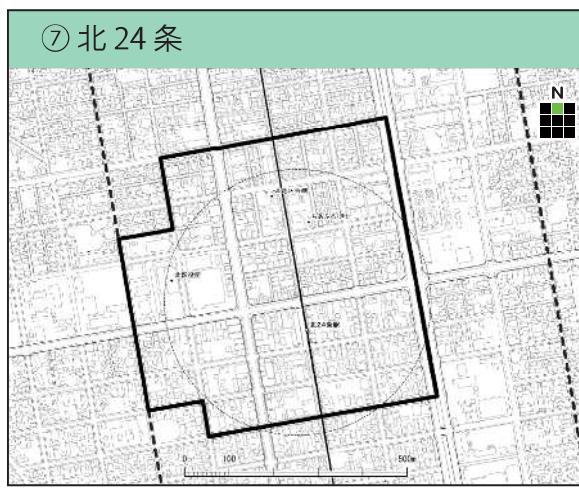
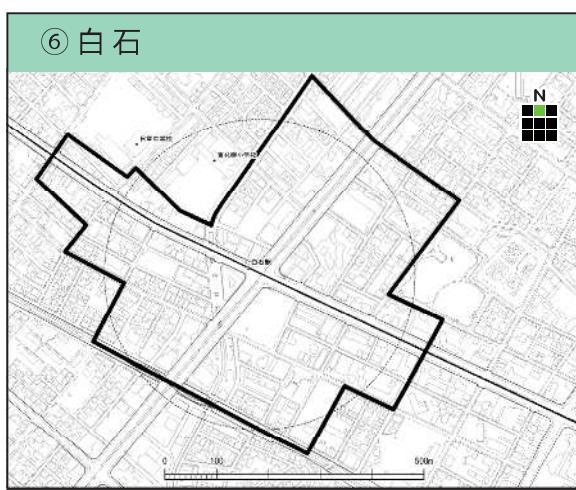
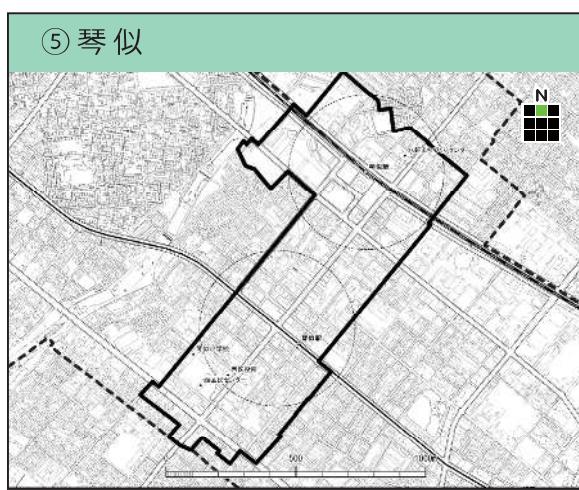
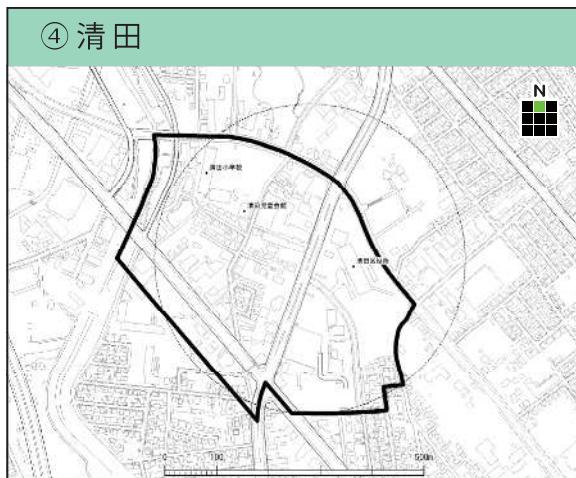


(3) 都市機能誘導区域（地域交流拠点）・詳細図



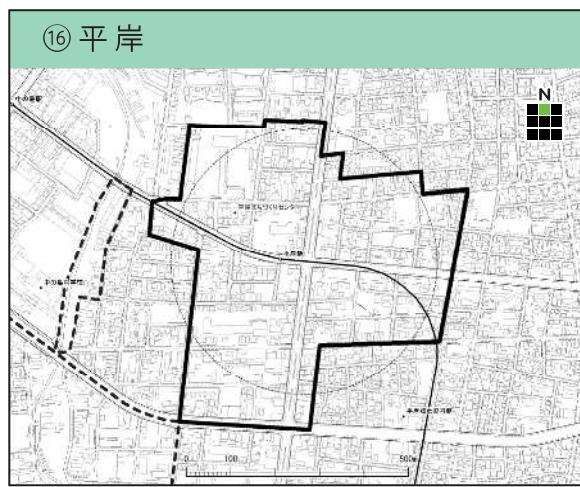
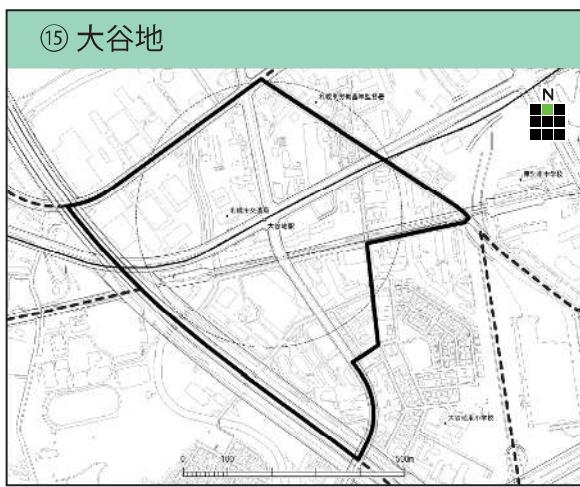
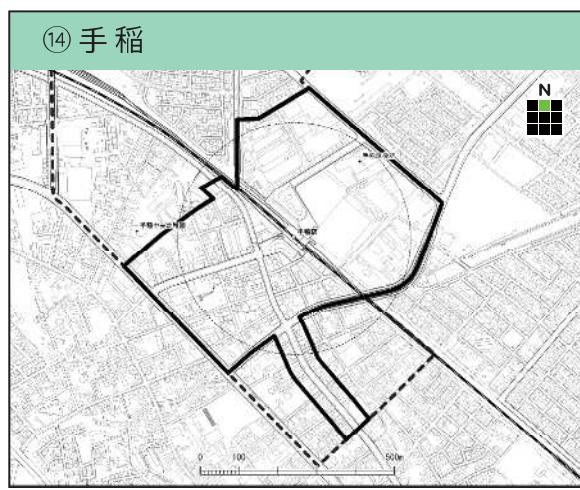
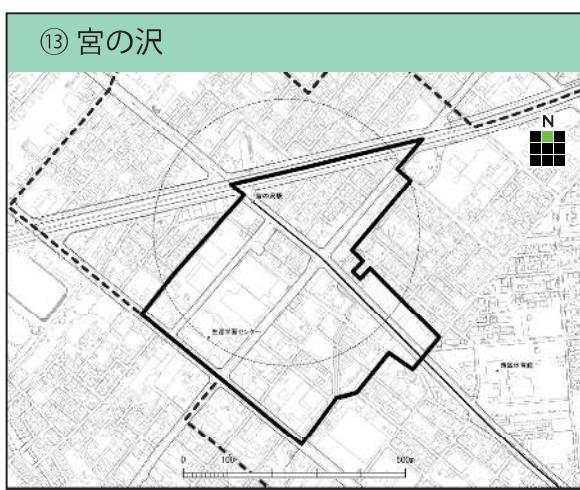
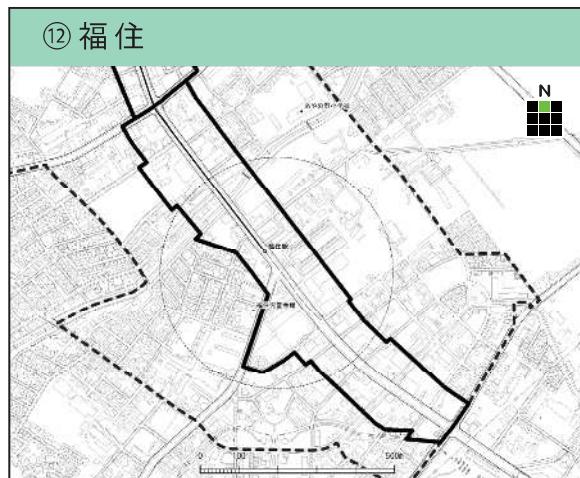
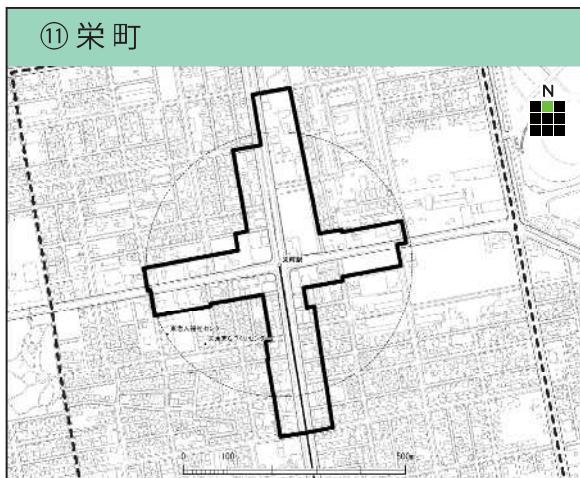
	都市機能誘導区域
	集合型居住誘導区域
	300m圏

(3) 都市機能誘導区域（地域交流拠点）・詳細図（つづき）



	都市機能誘導区域		集合型居住誘導区域		300m圏
--	----------	--	-----------	--	-------

(3) 都市機能誘導区域（地域交流拠点）・詳細図（つづき）



	都市機能誘導区域
	集合型居住誘導区域
	300m圏

景観計画区域 一景観法に基づく届出制度の解説一

発行：平成 29 年 4 月（令和 2 年 4 月一部改訂）

企画・編集：札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

住所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話 011-211-2545

FAX 011-218-5113

メール keikan@city.sapporo.jp

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan>

札幌の景観色 70 色より：ミルク金時（E-1）使用

